

別 冊

**現物サービス拡充のための新たな交付金  
(子育て支援交付金) について**

平成23年2月10日(木)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

※ 内容については、今後の調整によって、変更があり得ますので、予めご了承ください。

## 【目次】

1. 「子育て支援交付金」の創設について……………	1
2. 交付対象の事業内容と交付基準の考え方	
(1) 国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト事業……………	1
(2) 地方独自の子育て支援推進事業……………	2
(3) 次世代育成支援対策推進事業……………	3
(4) 子育て支援環境整備事業……………	3
3. 交付金交付事務等の流れ	
(1) 事前協議の実施……………	4
(2) 交付決定手続……………	4
(3) 交付金の執行……………	5
＜参考資料＞	
○現物サービス拡充のための新たな交付金（子育て支援交付金）について……………	6
○現物サービス拡充のための新たな交付金（子育て支援交付金）の交付申請事務の流れについて……………	9
○平成23年度子育て支援交付金の国庫補助について……………	10
（交付要綱案文・未定稿）	
・別紙様式第1（指定都市・中核市用 交付申請様式）……………	26
・別紙様式第2（市町村用 交付申請様式）……………	61
・別紙様式第3（都道府県用 交付申請様式）……………	85
○平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について……………	100
（実施要綱案文・未定稿）	

# 現物サービス拡充のための新たな交付金（子育て支援交付金） について

## 1. 「子育て支援交付金」の創設について

現物サービス拡充のための新たな交付金（子育て支援交付金）の創設については、平成23年1月21日に開催の「全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）」等においてお伝えしたところであるが、今般、当該交付金に係る交付基準案等の具体的内容について情報提供するので、管内市町村に対して周知いただくとともに、当該交付金の積極的な活用による地域における子育て支援の更なる推進について、管内市町村への働きかけをお願いしたい。

## 2. 交付対象の事業内容と交付基準の考え方

子育て支援交付金の交付対象事業は、以下のとおりである。

### (1) 国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト事業（詳細は、保育課の説明資料を参照。）

#### ① 対象事業

昨年10月に設置された「待機児童ゼロ特命チーム」により、同年11月29日に取りまとめられた「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト」における具体的施策のうち、原則、待機児童数が10人以上（平成22年10月1日時点）の市区町村が実施する次の事業。

#### ア グループ型小規模保育事業

複数の家庭的保育者が同一の場所で保育を実施する。1グループは原則3人（対象児童9人）までとし、各々の家庭的保育者に補助者を配置する場合等は、対象児童を15人までとする。

#### イ 認可外保育施設運営支援事業

子ども・子育て新システムにおける制度を見据え、児童福祉施設最低基準を満たすことを基本として、質の確保された認可外保育施設に対し、運営に要する費用の一部を補助する。

#### ② 交付基準の考え方

##### ア グループ型小規模保育事業

児童育成事業費における家庭的保育事業と同等の交付基準とする。

##### イ 認可外保育施設運営支援事業

安心こども基金の認定こども園事業費（幼稚園型認定こども園の保育所機能部分）と同等の交付基準とする。

## (2) 地方独自の子育て支援推進事業

### ① 対象事業

市町村が実施する、以下のいずれかに該当する事業を対象とする。

ア 地域の実情を踏まえて独自に行う子育て支援事業のうち、新規事業。

イ 既に実施している事業の拡充を行う場合の当該拡充部分。

市町村が平成22年度において独自に実施している子育て支援事業について、

○支援対象者の拡大（対象児童の年齢範囲の拡大、所得制限の引き下げ 等）

○事業実施か所数等の政策的な増（対象児童の自然増は含まれない。）

などの既存事業の改善を平成23年度から行う場合に、平成23年度事業費見込額（改善後）と平成22年度事業費実績額（改善前）との差額を拡充分として捉えて、当該交付金の交付対象とする。

ウ 平成20年11月28日雇児発第1128003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」の3に定める事業（児童人口配分による事業）として、平成22年度において次世代育成支援対策交付金の交付を受けていた事業

ただし、次に掲げる事項に該当する事業は対象外とする。

ア 個人に金銭給付を行う事業（個人の負担を軽減する事業を除く。）

なお、負担軽減の対象サービスを特定しない形で個人に現金を支給するもの、及び換金が可能な、いわゆる「金券」に当たる品目を個人に支給するものは、個人の負担を軽減する事業とは認められない。

※いわゆる「金券」に該当する品目の例

○商品券の類（百貨店・クレジットカード等のギフト券、旅行券、全国共通図書券 等）

○プリペイドカードの類（テレホンカード、全国共通図書カード 等）

○その他（切手、はがき、公共交通機関の乗車券類 等）

イ 既に実施している事業について、単に当該市町村の負担を軽減するための事業。

ウ 国が別途定める国庫負担金、補助金及び交付金の交付の対象となる事業。

エ 国が別途定める国庫負担金、補助金及び交付金の交付の対象となる事業について、単に当該市町村の負担を軽減するための事業。

オ 新たに、「認可外保育施設運営支援事業」における対象施設の要件に満たない認可外保育施設の運営に係る経費の一部を負担し、又は補助する事業

カ 施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地、職員宿舍の設置等を含む。）。

## ② 交付基準の考え方

児童人口による配分額と、児童数が少ない市町村にも一定の交付額を配分するために設定する定額分を合算し、各市町村への配分額を決定する。

なお、①のア～ウに該当する事業を3事業以上実施する市町村に対しては、予算の範囲内で加算を行うこととする。

## (3) 次世代育成支援対策推進事業

### ① 対象事業

次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定する市町村行動計画に基づき市町村が実施する次の事業（従来の次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）の「特定事業」及び「その他の事業」と同一の事業。）。

#### ア 特定事業

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）、養育支援訪問事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業

#### イ その他の事業

へき地保育所費、家庭支援推進保育事業、次世代育成支援人材養成事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、子育て支援ネットワーク事業、子どもの事故予防強化事業

### ② 交付基準の考え方

従来の次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）の交付基準と同様、事業量や取組内容に応じて設定するポイントに基づき事業計画全体を評価し、各市町村への配分額を決定する。

## (4) 子育て支援環境整備事業

### ① 対象事業

現在、年金特別会計に計上し、児童育成事業として実施している以下の事業。

ア 民間児童館活動事業

民間児童館の創意工夫を生かし、自然体験活動事業や子どもボランティア育成支援事業などの取組を実施する。

イ 児童福祉施設併設型民間児童館事業

民間の児童福祉施設に併設した児童館において、児童養護施設等の専門的な養育機能を活用して、児童養育等に関する相談援助活動等を実施する。

ウ 地域子育て環境づくり支援事業

地域における子育て支援活動が強化されるよう、児童委員等に対して、基本的な活動方法や技法等を習得するための研修等を実施する。

エ 地域組織活動育成事業

母親など地域住民の積極的な参加による母親クラブ等の地域組織活動の促進を図る。

②交付基準の考え方

従来の児童育成事業の各事業と同様の交付基準とする。

3. 交付金交付事務等の流れ

(1) 事前協議の実施

当該交付金の交付に当たっては、交付申請書の提出に先立ち、すべての交付対象事業について事前協議書の提出を求め、当該協議書を審査の上、交付予定額の内示を行うこととする。

交付申請は、原則、当該内示額により行うこととなる。

事前協議の実施スケジュール等については、追って連絡する。

(2) 交付決定手続

当該交付金は、補助方式が2通りあり、直接補助事業（地方独自の子育て支援推進事業、次世代育成支援対策推進事業）と間接補助事業（国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト事業、子育て支援環境整備事業）があるが、直接補助事業については、国が直接、市町村に対して交付決定を行うこととなる。

指定都市及び中核市に対しては、すべての事業が直接補助方式となることから、国が直接、交付決定を行う。

また、都道府県に対しては、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業（間接補助事業分）及び都道府県が実施主体となって行う事業について交付金を交付する。

### (3) 交付金の執行

指定都市及び中核市においては、すべての事業、それ以外の市町村においては、国から直接交付を受ける直接補助事業に係る交付金の実施事業への配分は、国からの交付決定額の範囲内で、各指定都市、中核市及び市町村の裁量により決定して差し支えない。

また、都道府県においては、国から交付を受ける間接補助事業に係る交付金の管内市町村への配分は、国からの交付決定額の範囲内で、都道府県の裁量により決定して差し支えない。

なお、市町村又は都道府県において、直接補助事業又は間接補助事業で交付決定額を上回る事業費が必要となった場合は、国は、予算の範囲内で変更交付決定を行うこととなるので、留意願いたい。

# 現物サービス拡充のための新たな交付金（子育て支援交付金）について

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律に基づき、待機児童「先取り」プロジェクト関連事業や、地方独自の子育て支援サービス（現物サービス）を拡充する事業の実施に必要な経費に充てるための交付金を交付し、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援する。 <平成23年度予算案：500億円>

## 《子育て支援交付金 交付対象事業》

### 〔国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト事業〕

平成22年10月に設置された「待機児童ゼロ特命チーム」により、同年11月29日に取りまとめられた「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト」における具体的施策のうち、原則、待機児童数が10人以上（平成22年10月1日時点）の市区町村が実施する次の事業。

#### ア グループ型小規模保育事業

複数の家庭的保育者が同一の場所で保育を実施する。1グループは原則3人（対象児童9人）までとし、各々の家庭的保育者に補助者を配置する場合等は、対象児童を15人までとする。

#### イ 認可外保育施設運営支援事業

児童福祉施設最低基準を満たすことを基本として、質の確保された認可外保育施設に対し、運営に要する費用の一部を補助する。

### 〔次世代育成支援対策推進事業〕

次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定する市町村行動計画に基づき市町村が実施する、乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん事業）、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業等の事業。

（従来の次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）の「特定事業」及び「その他の事業」。）。

### 〔地方独自の子育て支援推進事業〕

市町村独自の子育て支援事業の新たな取組及び既に実施している事業の更なる拡充等、幅広い取組を推進する。

- ① 地域の実情を踏まえて市町村が独自に行う子育て支援事業のうち、新規事業
- ② 既に実施している事業の拡充を行う場合の当該拡充部分
- ③ 従来の次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）の児童人口配分による事業

#### 《交付対象外》

- ・金銭給付（利用者負担軽減は対象）
- ・既存の地方単独事業への財源充当
- ・国の他の補助金等の対象経費
- ・国の他の補助金等の地方負担分への充当
- ・新たに、「認可外保育施設運営支援事業」の実施要件を満たさない認可外保育施設への新たな運営費助成
- ・施設整備を目的とする事業

### 〔子育て支援環境整備事業〕

従来の児童育成事業のうち、民間児童館の活動推進や児童委員等の研修、母親クラブなど地域組織の活動を支援する以下の事業。

- 民間児童館活動事業
- 児童福祉施設併設型民間児童館事業
- 地域子育て環境づくり支援事業
- 地域組織活動育成事業



対象事業	交付基準の考え方	交付基準額
<b>1. 国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト事業</b>	<p>①グループ型小規模保育事業 児童育成事業費における家庭的保育事業と同等の交付基準</p> <p>②認可外保育施設運営支援事業 安心こども基金の認定こども園事業費（幼稚園型認定こども園の保育所機能部分）と同等の交付基準</p>	<p><b>①グループ型小規模保育事業</b> ○家庭的保育者経費：児童1人当たり月額 52,200円 ○家庭的保育支援者経費 ア 保育者6人以上に対し配置する場合：支援者1人当たり年額 4,527,000円 イ 保育者3～5人に対し配置する場合：支援者1人当たり年額 2,263,000円 ○連携保育所又は実施保育所経費 ア 基本分：1か所当たり年額 800,000円 イ 加算分 保育者1人につき年額 120,000円 ○家庭的保育補助者経費 補助者を配置している家庭的保育者に、児童1人当たり月額25,000円</p> <hr/> <p><b>②認可外保育施設運営支援事業</b> 児童1人当たり月額：乳児72,000円、1・2歳児39,000円、3歳児15,000円、4歳以上児12,000円</p>
<b>2. 地方独自の子育て支援推進事業</b>	<p>児童人口による配分額と、児童数が少ない市町村にも一定の交付額を配分するために設定する定額分を合算して交付。</p>	<p>以下の①及び②の合算額を交付（3事業以上実施の場合には加算を行う。）。</p> <p>①定額分：1市町村当たり2,000,000円</p> <p>②児童人口配分額 平成23年4月1日現在の各市町村における児童人口（0歳～15歳の児童数。ただし、平成8年4月1日以前に生まれた児童を除く。）に応じて、次により算出された額。 ア 児童人口3千人未満：配分基礎額284,000円×3 イ 児童人口3千人以上1万人未満 配分基礎額284,000円×（当該児童人口/1千人） ウ 児童人口1万人以上 配分基礎額284,000円× {10+(当該児童人口－1万人)/1,500人}</p>
<b>3. 次世代育成支援対策推進事業</b>	<p>従来の次世代育成支援対策交付金の交付基準と同様。</p>	<p>実施要綱（評価基準）に基づく基準点数に基づき交付額を算出。</p>
<b>4. 子育て支援環境整備事業</b>	<p>従来の児童育成事業における各事業の交付基準と同様。</p>	<p>①民間児童館活動推進事業 1か所当たり年額 児童館：1,800,000円、児童センター：2,969,000円</p> <p>②児童福祉施設併設型民間児童館事業 1か所当たり年額 9,951,000円</p> <p>③地域子育て環境づくり支援事業 都道府県、指定都市、中核市1か所当たり年額 935,000円</p> <p>④地域組織活動育成事業 1か所当たり年額 189,000円</p>

対象事業	国庫負担割合	実施主体・負担割合
<b>1. 国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト事業</b> ①グループ型小規模保育事業 ②認可外保育施設運営支援事業	①の事業及び②の事業のうち既に市町村より補助を受けている施設への支援 1/3	・市町村 1/3 (都道府県 1/3) ・指定都市・中核市 2/3
	②の事業のうち上記以外の事業 1/2	・市町村 1/4 (都道府県 1/4) ・指定都市・中核市 1/2
<b>2. 地方独自の子育て支援推進事業</b>	定額 (1/2 相当) (児童人口配分と定額の併用)  ※3事業以上実施する場合は加算を行う。	指定都市、中核市、市町村 1/2
<b>3. 次世代育成支援対策推進事業</b>	定額 (1/2 相当)	指定都市、中核市、市町村 1/2
<b>4. 子育て支援環境整備事業</b> ①民間児童館活動事業 ②児童福祉施設併設型民間児童館事業 ③地域子育て環境づくり支援事業 ④地域組織活動育成事業	①、②及び④の事業 1/3	・市町村 1/3 (都道府県 1/3) ・指定都市・中核市 2/3
	③の事業 1/3	・都道府県、指定都市、中核市 2/3

# 現物サービス拡充のための新たな交付金(子育て支援交付金)の 交付申請事務の流れについて

## 市 町 村

### 【直接補助事業】

交付された交付金の実施事業への配分は、  
交付決定額の範囲内で市町村の裁量により決定。

### 【間接補助事業】

交付された交付金の実施事業への配分は、都道府県  
からの配分額の範囲内で市町村の裁量により決定。

※ 市町村又は都道府県において、直接補助事業又は間接補助事業  
で交付決定額を上回る事業費が必要となった場合は、国は、予算  
の範囲内で変更交付決定を行う。

都道府県は、市町村が実施する  
事業に対して補助を行う

## 都 道 府 県

交付された交付金の市町村への配分は、交付  
決定額の範囲内で都道府県の裁量により決定。

直接補助①  
事前協議

直接補助②  
内示

直接補助③  
交付申請

直接補助④  
交付決定

間接補助①  
事前協議

間接補助②  
内示

間接補助③  
交付申請

間接補助④  
交付決定

県事業①  
事前協議

県事業②  
内示

県事業③  
交付申請

県事業④  
交付決定

### 【直接補助事業】

- 地方独自の子育て支援推進事業
- 次世代育成支援対策推進事業

## 国

### 【間接補助事業】

- 国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト事業
- 子育て支援環境整備事業

未 定 稿

厚生労働省発雇児第

号

平 成

年

月

日

各  
都道府県知事  
指定都市市長 殿  
中核市市長  
市区町村長

厚生労働事務次官

平成23年度子育て支援交付金の国庫補助について

標記の交付金については、別紙「平成23年度子育て支援交付金交付要綱」により行うこととされ、平成23年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、平成20年11月28日厚生労働省発雇児第1128002号「次世代育成支援対策交付金の国庫補助について」は廃止する。

おって、平成22年度以前に交付された国庫補助金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

## 平成23年度子育て支援交付金交付要綱

### (通則)

- 1 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律（平成23年法律第●●号。以下「子ども手当法」という。）第23条の規定に基づく交付金（子育て支援交付金）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

- 2 この交付金は、子ども手当法第23条の規定に基づき、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県が実施する次代の社会を担う子どもの健やかな育ちの支援に資する事業に要する経費に充てるための交付金を交付し、もって子どもの福祉の向上を図ることを目的とする。

### (交付の対象)

- 3 この交付金は、次の事業を交付の対象とする。

- (1) 国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト事業

平成22年11月29日待機児童ゼロ特命チーム取りまとめ「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト」及び平成23年●月●日雇児発第●●●●●●●●号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」（以下「実施要綱」という。）に基づき、指定都市及び中核市が実施する次の事業並びに市町村が行う次の事業に対して都道府県が補助する事業。

- ア グループ型小規模保育事業

複数の家庭的保育者が同一の場所で保育を実施する事業。

- イ 認可外保育施設運営支援事業

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所の業務を目的とする施設であって、同法第35条第4項の認可を受けていない認可外保育施設のうち、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）の規定による保育所に係る基準を満たす施設に対して、運営に要する経費を補助する次の事業。

(ア) 既に市町村より補助を受けている認可外保育施設に対して補助を行う事業。

(イ) (ア) 以外の認可外保育施設に対して補助を行う事業。

(2) 次世代育成支援対策推進事業

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）第8条第1項に規定する市町村行動計画により毎年度策定する別紙様式第1及び別紙様式第2の別表8による事業計画及び実施要綱に基づく事業として、指定都市、中核市及び市町村が行う次の事業。

ア 特定事業

(ア) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）として、市町村が行う事業。

(イ) 養育支援訪問事業として、市町村が行う事業。

(ウ) ファミリー・サポート・センター事業として、市町村が行う事業又は民間が実施する事業に対して市町村が補助する事業。

(エ) 子育て短期支援事業として、市町村が行う事業。

(オ) 地域子育て支援拠点事業として、市町村が行う事業又は民間が実施する事業に対して市町村が補助する事業。

(カ) 一時預かり事業として、市町村が行う事業又は民間が実施する事業に対して市町村が補助する事業。

イ その他の事業

実施要綱の別添4の2に定める要件を備える事業。

(3) 地方独自の子育て支援推進事業

実施要綱に基づき、地方が独自に行う子育て支援サービス（現物サービス）としての次の事業。

ア 地域の実情に応じた次代の社会を担う子どもの健やかな育ちの支援に資する事業として指定都市、中核市及び市町村が行う事業。

イ 次世代法第8条第1項に規定する市町村行動計画により策定する別紙様式第1及び別紙様式第2の別表9の③による事業計画に基づく事業として、指定都市、中核市及び市町村が行う事業。

(4) 子育て支援環境整備事業

実施要綱に基づき、子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりを推進するための以下の事業。

ア 民間児童館活動事業として、指定都市及び中核市が実施する事業（委託に限る。）、市町村が行う事業（委託に限る。）に対して都道府県が補助する事業並びに社会福祉法人等が行う事業に対して都道府県、指定都市又は中核市が補助する事業。

イ 児童福祉施設併設型民間児童館事業として、指定都市及び中核市が実施する事業（委託に限る。）並びに市町村が行う事業（委託に限る。）に対して都道府県が補助する事業。

ウ 地域子育て環境づくり支援事業として、都道府県、指定都市及び中核市が行う事業。

エ 地域組織活動育成事業として、指定都市及び中核市が実施する事業並びに市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業。

(対象外事業)

- 4 この交付金は、次に掲げる事業については、交付の対象としないものとする。
- (1) 個人に金銭給付を行う事業（個人の負担を軽減する事業を除く。）。
  - (2) 既に実施している事業について、単に当該市町村の負担を軽減するための事業。（実施要綱の別添1の2に定める事業を除く。）。
  - (3) 国が別途定める国庫負担金、補助金及び交付金の交付の対象となる事業。
  - (4) 国が別途定める国庫負担金、補助金及び交付金の交付の対象となる事業について、単に当該市町村の負担を軽減するための事業。
  - (5) 新たに、実施要綱の別添1の2の(4)に定める要件に満たない認可外保育施設の運営に要する経費の一部を負担し、又は補助する事業。
  - (6) 施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地、職員宿舎の設置等を含む。）。

(交付額の算定方法)

5 この交付金の交付額は、それぞれ次により算出した額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 3の(1)及び(4)の事業

ア 都道府県(3の(4)のウの事業のみ。)、指定都市及び中核市が行う事業

(ア) 別表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等営利を目的としない法人の場合は寄付金収入額を除く。以下同じ。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額と厚生労働大臣が認めた額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

イ 市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 別表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを市町村ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に3分の2(3の(1)のイの(イ)の事業は4分の3)を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額と、厚生労働大臣が認めた額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

ウ 社会福祉法人等が行う事業に対して都道府県、指定都市又は中核市が補助する事業

(ア) 別表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定め

る対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを社会福祉法人等ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額に3分の2を乗じて得た額と、都道府県、指定都市又は中核市が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額と、厚生労働大臣が認めた額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

## (2) 3の(2)の事業

実施要綱の別添4に定める評価基準(以下「評価基準」という。)に基づく基準点数を基礎とし、次により算出する。

ア 評価基準により設定された基準点数の合計点等を基に厚生労働大臣が認めた額と、事業計画に掲げる事業の対象経費の実支出額の合計額から寄付金その他の収入額の合計額を控除した額に2分の1を乗じた額とを比較して、少ない方の額を選定し、交付額とする。

イ なお、平成22年度において次世代育成支援対策交付金による事業実績がある市町村においては、アにより評価基準に基づき設定された基準点数の合計点に、下表に掲げる執行率(前年度基準点数の合計(実績)／前年度基準点数の合計(計画))。なお、前年度基準点数とは、平成20年11月28日雇児発第1128003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」に基づき設定された基準点数。)に応じて定める減額率を乗じることとする。

(表)

執行率	90%以上	90%未満
減額率	減額なし	0.9

## (3) 3の(3)の事業

ア 別表の第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額と、厚生労働大臣が認めた額とを比較して少ない方の額を。

(交付の条件)

6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 都道府県、指定都市及び中核市が事業を実施する場合

ア 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

イ 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

ウ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。



エ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けないで、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

オ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

カ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

キ 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式第8により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、厚生労働大臣は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

ク この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第4による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

## (2) 市町村が実施する事業に都道府県が補助する場合

ア 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。

イ 事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。

ウ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに都道府県知事に報告し、その指示を受けなければならない。

エ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで都道府県知事の承認を受けないで、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

オ 都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

カ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

キ 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式第8により速やかに

厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、厚生労働大臣は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

- ク 市町村は、都道府県から交付を受けた額と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第4による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- ケ 都道府県は、国から概算払いにより市町村に交付する額に係る交付金の交付を受けた場合には、当該概算払いを受けた交付金に相当する額を遅滞なく市町村に交付しなければならない。
- コ エにより付した条件に基づき、都道府県知事が財産の処分を承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- サ 市町村から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(3) 市町村が事業を実施する場合（(4)に掲げる場合を除く。）

- ア 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- イ 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- ウ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- エ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けないで、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- オ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- カ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- キ 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式第8により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、厚生労働大臣は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

- ク この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第4による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理

し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(4) 市町村が民間の実施する事業に対して補助する場合

ア 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

イ 事業を中止し、又は廃止する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

ウ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市町村長に報告し、その指示を受けなければならない。

エ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで市町村長の承認を受けず、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

オ 市町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

カ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

キ 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式第8により速やかに市町村長に報告しなければならない。

なお、民間事業者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で、消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。

また、市町村長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

ク 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ケ エにより付した条件に基づき、市町村長が財産の処分を承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

コ 民間事業者から財産の処分による収入又は交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

サ 民間事業者がア～クにより付した条件に違反した場合には、この交付金の全部

又は一部を国庫に納付させることがある。

(5) 都道府県、指定都市又は中核市が社会福祉法人等の実施する事業に対して補助する場合

ア 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長の承認を受けなければならない。

イ 事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長の承認を受けなければならない。

ウ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長に報告し、その指示を受けなければならない。

エ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで都道府県又は指定都市若しくは中核市の市町村長の承認を受けずに、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

オ 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県、指定都市又は中核市に納付させることがある。

カ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

キ 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式第8により速やかに都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長に報告しなければならない。

なお、社会福祉法人等が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本所等）で、消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。

また、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を都道府県又は指定都市若しくは中核市に納付させることがある。

ク 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ケ エにより付した条件に基づき、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が財産の処分を承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

コ 社会福祉法人等から財産の処分による収入又は交付金に係る消費税及び地方消

費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

サ 社会福祉法人等がア〜クにより付した条件に違反した場合には、この交付金の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

7 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 指定都市及び中核市が実施する事業

指定都市及び中核市の市長は、別紙様式第1による申請書に関係書類を添えて、別に指示する期日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(2) 市町村が実施する事業

市町村長は、別紙様式第2による申請書に関係書類を添えて、別に指示する期日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(3) 都道府県が実施する事業

都道府県知事は、別紙様式第3による申請書に関係書類を添えて、別に指示する期日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

8 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、別に指示する期日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9 都道府県は、交付申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に厚生労働大臣に提出するものとし、厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(交付金の概算払)

10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

11 この交付金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 指定都市及び中核市が実施する事業

指定都市及び中核市の市長は、別紙様式第5による報告書に関係書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日(6の(1)のイにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は翌年度4月10日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(2) 市町村が実施する事業

市町村長は、別紙様式第6による報告書に関係書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日(6の(3)のイにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は翌年度4月10日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(3) 都道府県が実施する事業

都道府県知事は、別紙様式第7による報告書に関係書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日(6の(1)のイにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は翌年度4月10日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付金の返還)

- 12 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 13 特別の事情により5, 7, 8及び11に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

※別紙様式第4～第8については、作成中。

- ・別紙様式第4：交付金調書
- ・別紙様式第5～第7：事業実績報告
- ・別紙様式第8：消費税に係る仕入控除税額報告書

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト事業	グループ型小規模保育事業	<p>(1) 家庭的保育者経費 児童1人当たり月額 52,200円</p> <p>(2) 家庭的保育支援者経費 ア 家庭的保育者6人以上に対し配置する場合 家庭的保育支援者1人当たり年額4,527,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の場合は、2,263,000円。)</p> <p>イ 家庭的保育者3～5人に対し配置する場合 家庭的保育支援者1人当たり年額2,263,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の場合は、1,131,000円)</p> <p>(3) 連携保育所又は実施保育所経費 ア 基本分 1か所当たり年額800,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の場合は、400,000円)</p> <p>イ 加算分 基本分に加え家庭的保育者1人につき次の年額単価を加算 120,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の場合は、場合は、60,000円)</p> <p>(4) 家庭的保育補助者経費 家庭的保育補助者を配置している家庭的保育者について 児童1人当たり月額25,000円 ※ グループ内に家庭的保育補助者が配置されていても、補助者を配置していない家庭的保育者が担当する児童数は算定できない。</p>	グループ型小規模保育事業に必要な経費	1/3 市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 1/2

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
	認可外 保育施 設運営 支援事 業	<p>児童1人当たり月額</p> <p>4歳以上児 12,000円</p> <p>3歳児 15,000円</p> <p>1・2歳児 39,000円</p> <p>乳児 72,000円</p> <p>※ 「5 補助率」欄に記載の「市町村より補助を受けている」とは、施設の設備や職員の配置等に関する基準を設定し、当該基準を満たすことを条件として、その運営に要する費用等について補助を受けているものであり、給食費等、運営に要する費用のごく一部の経費のみの補助制度や、設備や職員配置に関する基準を設けずに施設に対し一律に補助を行うものについては含めない。</p>	認可外保育施設運営支援事業に必要な経費	<p>ア 既に市町村より補助を受けている認可外保育施設に対して補助を行う事業 1/3</p> <p>(市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 1/2)</p> <p>イ ア以外の認可外保育施設に対して補助を行う事業 1/2</p> <p>(市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 2/3)</p>



1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
次世代 育成支 援対策 推進事 業	交付要 綱3の (2)の アの (ア)～ (カ)の 各事業 を種目 とす る。	実施要綱の別添4に定める評価基準による。	実施要綱に定める 評価基準による。	実施要綱 に定める 評価基準 による。
	実施要 綱の別 添4の 2の (1)～ (6)の 各事業 を種目 とす る。	実施要綱の別添4に定める評価基準による。	実施要綱に定める 評価基準による。	実施要綱 に定める 評価基準 による。
地方独 自の子 育て支 援推進 事業	地方独 自の子 育て支 援推進 事業	次の(1)及び(2)により算出された額の合計額。 (1) 定額分 1市町村当たり2,000,000円  (2) 児童人口配分額 平成23年4月1日現在の各市町村における児童人口(0歳～15歳の児童数。ただし、平成8年4月1日以前に生まれた児童を除く。)に応じて、次により算出された額。 なお、実施要綱の別添2の3に該当する事業を3事業以上実施する場合には加算を行う。  ア 児童人口3千人未満 配分基礎額284,000円×3  イ 児童人口3千人以上1万人未満 配分基礎額284,000円 ×(当該児童人口/1千人)  ウ 児童人口1万人以上 配分基礎額284,000円×{10+ (当該児童人口-1万人)/1,500人}	地方独自の子育て 支援推進事業の実 施に必要な経費	定額 (1/2 相当)

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
子育て支援環境整備事業	民間児童館活動推進事業	<p>(1) 児童館 実施要綱の別添3の1の(3)の①～④に掲げる事業のうち2事業以上を実施。 1,800,000円(1か所当たり年額)×か所数 (ただし、事業期間が6か月未満の児童館にあっては、1か所当たり900,000円とする。)</p> <p>(2) 児童センター 実施要綱の別添3の1の(3)の①～④に掲げる事業のうち2事業以上を実施。 2,969,000円(1か所当たり年額)×か所数 (ただし、事業期間が6か月未満の児童センターにあっては、1か所当たり1,484,000円とする。)</p>	民間児童館活動事業に必要な経費(給料、職員手当、共済費を除く。)	1/3 市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合又は社会福祉法人等が行う事業に対して都道府県、指定都市又は中核市が補助する場合 1/2
	児童福祉施設併設型民間児童館事業	9,951,000円(1か所当たり年額)×か所数 (ただし、事業期間が6か月未満の児童福祉施設併設型民間児童館にあっては、1か所当たり4,975,000円とする。)	児童福祉施設併設型民間児童館事業に必要な経費	1/3 市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 1/2
	地域子育て環境づくり支援事業	都道府県、指定都市、中核市1か所当たり年額 935,000円	地域子育て環境づくり支援事業に必要な経費	1/3

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
	地域組織活動育成事業	189,000円（1か所当たり年額）×組織数	地域組織活動育成事業に必要な経費	1 / 3 （市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 1 / 2）

番 号  
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

指定都市長

中核市長

印

平成 年度子育て支援交付金の交付申請について

標記について、次により国庫交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫交付金交付申請額 金 円
- 2 平成 年度子育て支援交付金所要額総括表（別表1）
- 3 平成 年度国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト事業所要額内訳表（別表2）
- 4 平成 年度次世代育成支援対策推進事業所要額内訳表（別表3）
- 5 平成 年度地方独自の子育て支援推進事業所要額内訳表（別表4）
- 6 平成 年度子育て支援環境整備業所要額内訳表（別表5）
- 7 平成 年度国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト事業計画書（別表6）
- 8 平成 年度次世代育成支援対策推進事業の事業内容及び取組内容等調書（別表7）
- 9 平成 年度次世代育成支援対策推進事業計画書（別表8）
- 10 平成 年度地方独自の子育て支援推進事業計画書（別表9）
- 11 平成 年度子育て支援環境整備業計画書（別表10）
- 12 添付書類
  - (1) 当該年度の歳入歳出予算（見込）書抄本（当該補助事業の支出予算額を備考欄に明記すること。）
  - (2) その他参考となる資料

※それぞれの事業において、市町村が定める利用料の設定がある場合は、その基準額がわかる資料を添付すること。

平成 年度子育て支援交付金所要額総括表

区 分	国庫補助基本額	今回申請国庫補助所要額	厚生労働大臣が認めた額	要国庫補助額	備 考
	千円	千円	千円	千円	
(1)国と自治体が一体的に取組待機児童解消「先取り」プロジェクト事業					
別表2-1もしくは別表11-1					
別表2-2もしくは別表11-2					
(2)次世代育成支援対策推進事業					
(3)地方独自の子育て支援推進事業					
(4)子育て支援環境整備事業					
別表5-1もしくは別表12-1					
別表5-2もしくは別表12-2					
別表12-3					
合 計					

区 分	対象経費			基準額④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少ない方の額)⑤	今回申請国庫補助所要額 (⑤×1/3)⑥	厚生労働大臣が認めた額 ⑦	国庫補助所要額 (⑥と⑦を比較して少ない方の額)	か 所 数
	対象経費の支出予定額①	寄付金その他の収入額②	差 引 額 (①-②)=③						
	円	円	円	円					
(ア)グループ型 小規模保育事業									( )
(イ)認可外保育 施設運営支援事業(交付要綱3 (1)イ(ア)の事業)									( )
合 計	円	円	円	円	円	円	円	円	

(注)か所数欄の( )は、6ヶ月未満事業を実施する「か所数」を内数で記入し、(ア)は「家庭的保育者数」を記入すること。

区 分	対象経費			基準額④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少ない方の額)⑤	今回申請国庫補助所要額 (⑤×1/2)⑥	厚生労働大臣が認めた額 ⑦	国庫補助所要額 (⑥と⑦を比較して少ない方の額)	か所数
	対象経費の支出予定額①	寄付金その他の収入額②	差引額 (①-②)=③						
	円	円	円	円					
(イ)認可外保育施設運営支援事業(交付要綱3(1)イ(イ)の事業)									( )

(注)か所数欄の( )は、6ヶ月未満事業を実施する「か所数」を内数で記入し、(ア)は「家庭的保育者数」を記入すること。

別表 3

平成 年度次世代育成支援対策推進事業所要額内訳書

都道府県名(上段) 市区町村名(下段)	対象経費の支出予定 額	寄付金その他の 収入額	国庫補助基本額 (差引額:A-B)	今回申請国庫補助 所要額	厚生労働大臣が 認めた額	国庫補助 所要額
	A	B	C	D	E	F
	円	円	円	円	円	円
			0	0		0
	a					

- (注) 1. クリーム色に色づけされたセルのみ記入する。それ以外のセルは式により自動計算される。  
 2. 利用者から徴収した実費相当額等をB欄に記入すること。  
 3. D欄は、Cの額に2分の1を乗じて得た額が自動入力される。  
 4. E欄は内示額を記入すること。  
 5. F欄は、D欄の額とE欄の額とを比較していずれか少ない方の額が自動入力される。



別表 4

平成 年度地方独自の子育て支援推進事業所要額内訳書

都道府県名(上段) 市区町村名(下段)	対象経費の支出予定額 A	寄付金その他の収入額 B	国庫補助基本額 (差引額:A-B) C	今回申請国庫補助 所要額 D	厚生労働大臣が 認めた額 E	国庫補助 所要額 F
	円	円	円	円	円	円
			0	0		0
	a					

- (注) 1. クリーム色に色づけされたセルのみ記入する。それ以外のセルは式により自動計算される。  
 2. 利用者から徴収した実費相当額等をB欄に記入すること。  
 3. D欄は、Cの額に2分の1を乗じて得た額が自動入力される。  
 4. E欄は内示額を記入すること。  
 5. F欄は、D欄の額とE欄の額とを比較していずれか少ない方の額が自動入力される。

区 分	対象経費			基準額④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少ない方の額)⑤	今回申請国庫補助所要額 (⑤×1/3)⑥	厚生労働大臣が認めた額 ⑦	国庫補助所要額 (⑥と⑦を比較して少ない方の額)	備 考
	対象経費の支出予定額①	寄付金その他の収入額②	差 引 額 (①-②)=③						
	円	円	円	円					
(ア)民間児童館活動事業費									(1)小型児童館 うち、事業実施期間6月未満 (2)児童センター うち、事業実施期間6月未満 か所 か所 か所
(イ)児童福祉施設併設型民間児童館事業費									うち、事業実施期間6月未満 か所 か所
(ウ)地域子育て環境づくり支援事業									
(エ)地域組織活動育成事業									
合 計	円	円	円	円	円	円	円	円	

社会福祉法人 等名	区 分	対象経費			基準額④	選定額 (③と④を比較して少ない方の額)⑤	(⑤×2/3) =⑥	指定都市、中核市補助予定額⑦	今回申請国庫補助額 (⑥と⑦を比較して少ない方の額)⑧	国庫補助基 本 額 (⑧×1/2) =⑨	厚生労働大臣が認めた額 ⑩	国庫補助所要 額 ⑨と⑩を比較して少ない方の額	備 考
		対象経費の 支出 ①	寄付金その他 の収入額②	差 引 額 (①-②)=③									
		円	円	円	円								
〇〇法人	(ア)民間児童館活動事業費												/
〇〇法人	(ア)民間児童館活動事業費												
〇〇法人	(ア)民間児童館活動事業費												
〇〇法人	(ア)民間児童館活動事業費												
〇〇法人	(ア)民間児童館活動事業費												
	合 計												

別表 6

平成 年度国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト事業計画書

国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト事業

都 道 府 県  
指 定 都 市 名  
中 核 市

(1)グループ型小規模保育事業

市町村名 ①	連携・実施保育所、委託先法人名 (市町村自らが支援体制を 取る場合、その支援方法) ②	家庭的保育 支援者番号 ③	グループ番 号 ④	家庭的保育者 番号 ⑤	支出予定額 ⑥	事業実施 月数 ⑦	補助者数 (実人数) ⑧	利用児童数 (実人数) ⑨	延利用月数 ⑨	実施形態 ⑩
					円	月	人	人	月	
										1. 個人実施型 2. 保育所実施型
										1. 個人実施型 2. 保育所実施型
										1. 個人実施型 2. 保育所実施型
										1. 個人実施型 2. 保育所実施型
										1. 個人実施型 2. 保育所実施型
										1. 個人実施型 2. 保育所実施型
										1. 個人実施型 2. 保育所実施型
										1. 個人実施型 2. 保育所実施型
										1. 個人実施型 2. 保育所実施型
合計	か所	人	グループ	人	円	か所	人	人	月	合計  か所 1.  か所 2.  か所
市町村	6月以上 6月未満					6月以上 6月未満				

- (注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし  
 2. ②の市町村自らが支援体制を取る場合の支援方法について、上記の枠内に収まらない場合は別紙(様式任意)に記載し添付すること。  
 3. ③は、家庭的保育支援者ごとに、通し番号を記入し異なる者であることが分かるようにすること。  
 4. ④は、グループごとに、通し番号を記入し異なるグループであることが分かるようにすること。  
 5. ⑤は、家庭的保育者ごとに、通し番号を記入し異なる者であることが分かるようにすること。  
 6. ⑩は、該当する番号の左に○印を付すこと。

平成 年度国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト事業計画書

国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト

都道府県名  
指定都市  
中核市

(2)認可外保育施設運営支援事業

市町村名 ①	対象施設名 ②	運営主体 ③	支出予定額 ④ 円	事業実施月数 ⑤ 月	利用児童数 (実人数) ⑥ 人	延利用月数 ⑦ 月	補助開始 年月日 ⑧	事業開始 年月日 ⑨	保育士配置基準 適・否 ⑩
					4歳以上 3歳 1・2歳 0歳	4歳以上 3歳 1・2歳 0歳			
					4歳以上 3歳 1・2歳 0歳	4歳以上 3歳 1・2歳 0歳			
					4歳以上 3歳 1・2歳 0歳	4歳以上 3歳 1・2歳 0歳			
					4歳以上 3歳 1・2歳 0歳	4歳以上 3歳 1・2歳 0歳			
					4歳以上 3歳 1・2歳 0歳	4歳以上 3歳 1・2歳 0歳			
合計	か所	か所	円	か所	4歳以上 3歳 1・2歳 0歳	4歳以上 3歳 1・2歳 0歳	/		か所
市町村		公私							適否

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし

2. ③は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

3. ⑦は、本事業に関わらず、市町村による補助を開始した年月日を記入すること。(「市町村による補助」の定義は、別表の基準額欄を参照のこと)

4. ⑩は、児童福祉施設最低基準33条第2項の保育士数の基準を満たしている施設は「適」と、満たしていない施設は「否」と記入すること。

平成23年度次世代育成支援対策推進事業の事業内容及び取組内容等調査

市町村コード		
都道府県名		
市区町村名		
担当部署(課室・係)	A	
職名	B	
担当者氏名	C	
電話番号(直通又は代表(内線))	D	
メールアドレス	E	

(記入上の注意事項)

- ※ 太線枠の欄(クリーム色に色づけされているセル)に記入し、それ以外の欄には記入しないこと。
- ※ 別表3の記載内容に応じてA欄には「○」、B欄及びC欄には数字が自動的に表示される。平成23年度実施事業について別表3に記載しているにもかかわらず別表2のA欄に「○」、B欄及びC欄に数字が表示されない場合は、別表3の記載に不備があることが原因と考えられるため、別表3の記載内容に誤り・不足等無いか確認すること。
- ※ 地域子育て支援拠点事業、へき地保育事業及び家庭支援推進保育事業については、事業開始が年度途中となる等により事業実施月数が12ヶ月に満たない場合は、以下とおり実施月数に応じてか所数が算出される。  
11～8ヶ月:0.75か所、7～4ヶ月:0.5か所、3ヶ月～:0.25か所
- ※ B欄の網掛けされているところは、A欄が○の場合、便宜上、数字の1が表示される。

<評価1>

●乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

A 欄	項 目	B 欄 (対象全家庭)	C 欄 (家庭訪問数)	評価ポイント	申請ポイント		
	(1) 支援が必要な家庭に対して、次の①及び②の対応をいずれも実施している市町村 ①ケース対応会議の開催 ②養育支援訪問事業のうち、以下に掲げる援助をいずれも実施 ○育児・家事援助 ○専門的相談支援	F	0	G	0	0.04 ポイント	0.00 ポイント
	(2) (1)以外の市町村	H	0	I	0	0.03 ポイント	0.00 ポイント
ポイント数計					J	0.00 ポイント	

※「全戸訪問事業の対象となる全家庭数×20%」は、地方交付税で既に実施されている新生児訪問指導としての実施予定分として控除する。  
(すでに控除分については式が入っている。)

●養育支援訪問事業

A 欄	項 目	B 欄 (家庭訪問建件数)	評価ポイント	申請ポイント	
	・ 育児・家事援助	K	0	0.03 ポイント	0.00 ポイント
	・ 専門的相談支援	L	0	0.04 ポイント	0.00 ポイント
	・ 分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援	M	0	0.05 ポイント	0.00 ポイント
ポイント数計				N	0.00 ポイント

●ファミリー・サポート・センター事業

A 欄	項 目	B 欄	評価ポイント	申請ポイント
	基本事業(会員数)			
	100人相当~299人	O	10.0 ポイント	0.00 ポイント
	300人~599人	P	14.0 ポイント	0.00 ポイント
	600人~999人	Q	20.0 ポイント	0.00 ポイント
	1,000人~1,499人	R	40.0 ポイント	0.00 ポイント
	1,500人~1,999人	S	60.0 ポイント	0.00 ポイント
	2,000人~2,999人	T	80.0 ポイント	0.00 ポイント
	3,000人以上	U	100.0 ポイント	0.00 ポイント
	(支部の設置箇所数)			
	10か所以上	V	50.0 ポイント	0.00 ポイント
	10か所未満	W	5.0 ポイント	0.00 ポイント
	複数預かりの実施(兄弟姉妹を除く。)	X	5.0 ポイント	0.00 ポイント
	病児・緊急対応強化事業(病児・病後児預かりの延利用件数)			
	~59件	Y	9.0 ポイント	0.00 ポイント
	60件~119件	Z	12.0 ポイント	0.00 ポイント
	120件~199件	AA	19.0 ポイント	0.00 ポイント
	200件~299件	AB	28.0 ポイント	0.00 ポイント
	300件~399件	AC	38.0 ポイント	0.00 ポイント
	400件~599件	AD	52.0 ポイント	0.00 ポイント
	600件以上	AE	72.0 ポイント	0.00 ポイント
	近隣市町村会員受入	AF	5.0 ポイント	0.00 ポイント
	初年度体制整備	AG	20.0 ポイント	0.00 ポイント
	ひとり親家庭等のファミリー・サポート・センター(病児・病後児の預かり等を含む)の利用支援			
	利用支援 有	AH	2.0 ポイント	0.00 ポイント
	ポイント数計			AI 0.00 ポイント

●子育て短期支援事業【ショートステイ・トワイライトステイ】

ショートステイ	0	か所
トワイライトステイ	0	か所

※ 評価ポイントは100人日単位の表示となっている。〔「児童の送迎を実施」を除く。〕

A 欄	項 目	B 欄	評価ポイント	申請ポイント
	・ショートステイ事業の実施			
	2歳未満児・慢性疾患児	AK	4.30 ポイント	0.00 ポイント
	2歳以上児	AL	2.35 ポイント	0.00 ポイント
	緊急一時保護	AM	0.60 ポイント	0.00 ポイント
	・トワイライトステイ事業の実施			
	基本分	AN	0.45 ポイント	0.00 ポイント
	宿泊分	AO	0.45 ポイント	0.00 ポイント
	休日デイサービス分	AP	1.00 ポイント	0.00 ポイント
	児童の送迎を実施	AQ	0.30 ポイント	0.00 ポイント
	ポイント数計			AR 0.00 ポイント

●地域子育て支援拠点事業

ひろば型	GS	0	か所
出張ひろば	GT	0	か所
センター型	GU	0	か所
経過措置	GV	0	か所
児童館型	GW	0	か所

GX 0 か所(合計)

A 欄	項 目		B 欄		評価ポイント	申請ポイント
	・ひろば型(基本分)					
	3~4日開所	AS	0	か所	17.8 ポイント	0.00 ポイント
	3~4日開所(機能拡充あり)	AT	0	か所	23.9 ポイント	0.00 ポイント
	5日開所	AU	0	か所	21.8 ポイント	0.00 ポイント
	5日開所(機能拡充あり)	AV	0	か所	36.5 ポイント	0.00 ポイント
	6~7日開所	AW	0	か所	25.8 ポイント	0.00 ポイント
	6~7日開所(機能拡充あり)	AX	0	か所	39.0 ポイント	0.00 ポイント
	・ひろば型(加算分)					
	出張ひろばの実施	AY	0	か所	6.7 ポイント	0.00 ポイント
	地域の子育て力を高める取組(1事業実施)	AZ	0	か所	2.2 ポイント	0.00 ポイント
	地域の子育て力を高める取組(2事業実施)	BA	0	か所	3.0 ポイント	0.00 ポイント
	地域の子育て力を高める取組(3事業実施)	BB	0	か所	3.7 ポイント	0.00 ポイント
	地域の子育て力を高める取組(4事業実施)	BC	0	か所	4.5 ポイント	0.00 ポイント
	・センター型					
	5日開所	BD	0	か所	37.0 ポイント	0.00 ポイント
	6~7日開所	BE	0	か所	39.6 ポイント	0.00 ポイント
	経過措置(基本分)	BF	0	か所	12.9 ポイント	0.00 ポイント
	経過措置(保健相談等加算分)	BG	0	か所	6.8 ポイント	0.00 ポイント
	・児童館型					
	基本分	BH	0	か所	8.4 ポイント	0.00 ポイント
	加算分(地域の子育て力を高める取組)	BI	0	か所	2.2 ポイント	0.00 ポイント
	ポイント数計					BJ 0.00 ポイント

●一時預かり事業

A 欄	項 目		B 欄 (実施か所数)		評価ポイント	申請ポイント
	・保育所型(年間延利用児童数)					
	25人以上~ 300人未満	BK	0	か所	2.6 ポイント	0.00 ポイント
	300人以上~ 900人未満	BL	0	か所	7.9 ポイント	0.00 ポイント
	900人以上~ 1500人未満	BM	0	か所	14.2 ポイント	0.00 ポイント
	1500人以上~ 2100人未満	BN	0	か所	20.5 ポイント	0.00 ポイント
	2100人以上~ 2700人未満	BO	0	か所	26.8 ポイント	0.00 ポイント
	2700人以上~ 3300人未満	BP	0	か所	33.1 ポイント	0.00 ポイント
	3300人以上~ 3900人未満	BQ	0	か所	39.4 ポイント	0.00 ポイント
	3900人以上	BR	0	か所	45.7 ポイント	0.00 ポイント
	・地域密着型(年間延利用児童数)					
	25人以上~ 300人未満	BS	0	か所	2.6 ポイント	0.00 ポイント
	300人以上~ 900人未満	BT	0	か所	7.9 ポイント	0.00 ポイント
	900人以上~ 1500人未満	BU	0	か所	14.2 ポイント	0.00 ポイント
	1500人以上~ 2100人未満	BV	0	か所	20.5 ポイント	0.00 ポイント
	2100人以上~ 2700人未満	BW	0	か所	26.8 ポイント	0.00 ポイント
	2700人以上~ 3300人未満	BX	0	か所	33.1 ポイント	0.00 ポイント
	3300人以上~ 3900人未満	BY	0	か所	39.4 ポイント	0.00 ポイント
	3900人以上	BZ	0	か所	45.7 ポイント	0.00 ポイント
	・地域密着Ⅱ型(年間延利用児童数)					
	25人以上~ 300人未満	CA	0	か所	2.4 ポイント	0.00 ポイント
	300人以上~ 900人未満	CB	0	か所	7.1 ポイント	0.00 ポイント
	900人以上~ 1500人未満	CC	0	か所	12.8 ポイント	0.00 ポイント
	1500人以上~ 2100人未満	CD	0	か所	18.4 ポイント	0.00 ポイント
	2100人以上~ 2700人未満	CE	0	か所	24.1 ポイント	0.00 ポイント
	2700人以上~ 3300人未満	CF	0	か所	29.8 ポイント	0.00 ポイント
	3300人以上~ 3900人未満	CG	0	か所	35.4 ポイント	0.00 ポイント
	3900人以上	CH	0	か所	41.1 ポイント	0.00 ポイント
	ポイント数計					CI 0.00 ポイント

評価1合計ポイント 0.00 ポイント



<評価2>

A 欄	項 目	B 欄	評価ポイント	申請ポイント
<b>●へき地保育事業</b>				
	・実施か所数	CJ 0 か所	20.0 ポイント	CK 0.00 ポイント
<b>●家庭支援推進保育事業</b>				
	・実施か所数	CL 0 か所	19.0 ポイント	CM 0.00 ポイント
<b>●次世代育成支援人材養成事業</b>				
	コーディネーターの養成	CN	3.0 ポイント	CO 0.00 ポイント
	スタッフの養成	CP	3.0 ポイント	CQ 0.00 ポイント
<b>●子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業</b>				
(基本事業)				
	児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講 (配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしていない場合)	CR 0 人	0.4 ポイント	CS 0.00 ポイント
	更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講 (配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしている場合)	CT 0 人	0.4 ポイント	CU 0.00 ポイント
	ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組	CV	15.0 ポイント	CW 0.00 ポイント
A 欄	項 目	B 欄	評価ポイント	申請ポイント
(付加的事業)				
※付加的事業については、基本事業の実施が要件であること。				
	地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組	CX	3.3 ポイント	CY 0.00 ポイント
	地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組	CZ	3.6 ポイント	DA 0.00 ポイント
	地域住民への周知を図る取組	DB	3.2 ポイント	DC 0.00 ポイント
ポイント数計				DD 0.00 ポイント
<b>●子育て支援ネットワーク事業</b>				
		DE	13.5 ポイント	DF 0.00 ポイント
<b>●子どもの事故予防強化事業</b>				
	・基本分(児童人口2,500人未満)	DG	3.0 ポイント	DH 0.00 ポイント
	・基本分(児童人口2,500人以上～8,500人未満)	DI	5.0 ポイント	DJ 0.00 ポイント
	・基本分(児童人口8,500人以上)	DK	8.0 ポイント	DL 0.00 ポイント
	・加算分(事故予防検討会の開催)	DM	1.0 ポイント	DN 0.00 ポイント
			評価2合計ポイント	0.00 ポイント
			総合計ポイント	DX 0.00 ポイント

● 予算措置状況確認表(必須入力項目)

実施する各事業の事業費、寄付金その他の収入額を記入してください。

(単位:千円)

事業名		交付対象事業の 総事業費 A	寄付金その他の 収入額 B	交付対象事業の 支出予定総額 (差引額 A-B) C
評価1	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	DY	DZ	EA 0千円
	養育支援訪問事業	EB	EG	ED 0千円
	ファミリー・サポート・センター事業	EE	EF	EG 0千円
	子育て短期支援事業	EH	EI	EJ 0千円
	地域子育て支援拠点事業	EK	EL	EM 0千円
	一時預かり事業	EN	EO	EP 0千円
	評価2	へき地保育事業	EQ	ER
家庭支援推進保育事業		ET	EU	EV 0千円
次世代育成支援人材養成事業		EW	EX	EY 0千円
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		EZ	FA	FB 0千円
子育て支援ネットワーク事業		FC	FD	FE 0千円
子どもの事故予防強化事業		FF	FG	FH 0千円
合計		GJ 0千円	GK 0千円	GL 0千円

※GJ欄の金額は予算書(抄本)の交付金該当部分の合計額と一致しているはずですが、必ず確認してください。

● 平成22年度の次世代育成支援対策交付金の申請・実績の状況を記入してください。(必須入力項目)

平成22年度交付申請時 総合計ポイント	平成22年度実績ベース 総合計ポイント	平成22年度交付決定額 (単位:円)
①	②	③
GM	GN	GO
※必須入力		

※①及び②欄の総合計ポイントは(評価1)～(評価2)までの合計のポイントを記入してください。

平成22年度の様式で算出された、「総合計ポイント」欄のポイントをそのまま記入してください。

※③欄は平成22年度の交付決定通知書の交付額を記入してください。

※平成22年度に次世代育成支援対策交付金の交付を受けていない市町村は「0」を入力してください。空欄ではエラーになります。

● 最後に平成23年度事前協議時の状況を記入してください。(必須入力項目)

平成23年度事前協議時 総合計ポイント	平成23年度内示額 (単位:円)	平成23年度交付申請額 (単位:円)
④	⑤	⑥
GP	GQ	GR
※必須入力		

※④欄は平成23年度事前協議時の(評価1)～(評価3)までの総合計ポイントを記入してください。

平成23年度事前協議の様式で算出された、「総合計ポイント」欄のポイントをそのまま記入してください。

※⑤欄は内示書に記載されている金額を記入してください。

※⑥欄は平成23年度に申請する交付申請額を記入してください。

1. 特定事業

(1) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

市町村名		事業開始年月日		実施方法(直営・委託の別)					
		平成 年 月 日		直営・委託			委託の場合は委託先		
乳児のいる全ての家庭を訪問するための実施計画(平成23年度計画)				訪問者実人数					
家庭訪問対象全家庭数(a)				保健師、 助産師、 看護師	保育士	母子保健推進員、 愛育班員、 民生(児童)委員	子育て経験者	その他	合計
乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数(b)									
		うち、新生児訪問指導等と同時に実施(再掲)(c)							
(件)	(b/a)(%)	(件)	(c/a)(%)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
	#DIV/0!		#DIV/0!						0
以下の(1)~(3)について、該当する太枠内に○を選択									
(1) 研修			(2) ケース対応会議			(3) 養育支援訪問事業のうち、育児・家事援助と専門的相談支援をいずれも実施			
<input type="checkbox"/> 実施有り			<input type="checkbox"/> 開催有り			<input type="checkbox"/> 実施有り			
<input type="checkbox"/> ※研修を実施しない場合は本事業の対象とならない。			<input type="checkbox"/> 開催無し			<input type="checkbox"/> 実施無し			

(注1)「家庭訪問対象全家庭数」(a)は、当該年度の出生児数などから、平成23年度の1年間における全戸訪問事業の対象となり得るすべての家庭数を計上すること。

(注2)「乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数」(b)には、平成23年度の1年間における家庭訪問数を計上すること。

(注3)「訪問者実人数」は、本事業の訪問を実施する人数を計上すること。

(注4)以下の①②の1つでも該当しない場合は対象とならないので計上しないよう注意すること。

- ①研修を実施する。
- ②実施計画を策定する。

(2) 養育支援訪問事業

市町村名 〔委託の場合は委託先〕	訪問実家庭数				訪問延件数			
	育児・家事 援助 A (か所)	専門的 相談支援 B (か所)	分娩に関わった産科医療機関の助産師等が行う訪問支援 C (か所)	合計 (か所)	育児・家事 援助 D (件)	専門的 相談支援 E (件)	分娩に関わった産科医療機関の助産師等が行う訪問支援 F (件)	合計 (件)
[ ]				0				0

訪問支援者実人数					以下の(1)(2)について該当する太枠内に○を選択	
育児・家事 援助	専門的相談支援			分娩に関わった産科医療機関の助産師等が行う訪問支援	合計	(1) 中核機関
ヘルパー、子育てOB等 G (人)	保育士等 H (人)	保健師、助産師、看護師等 I (人)	理学療法士、心理療法士等 J (人)	産科医療機関の助産師等 K (人)		(2) 研修
					0	<input type="checkbox"/> 指定有り <input type="checkbox"/> 実施有り
						※中核機関を定めない場合、及び、研修を実施しない場合は本事業の対象とならない。

(注1) A～Cについては、訪問の対象と判断された家庭数を記入する。なお、訪問支援を実施した後の評価により、一般子育て支援サービスを紹介することで対応できると判断された後、再び本事業に基づく訪問支援の対象となった場合は、重複してカウントすること。

(注2) D～Fについては、訪問支援の延件数を計上すること。

(注3) G～Kについては、訪問支援を実施する人数を常勤換算せずに計上すること。

(注4) Kについては、分娩に関わった産科医療機関の助産師等(保健師、助産師、看護師、医療ソーシャルワーカー等)が行う訪問支援を計上すること。

(注5) 「中核機関」とは、情報の収集やそれに基づき訪問対象者及び支援内容の決定等を行うための中核となる機関のことをいう。

(注6) 以下の①②のうち1つでも実施しない場合は対象とならないので計上しないよう注意すること。

①情報の収集、一定の指標に基づく訪問対象者の決定、支援計画の策定等を行うための中核機関を定めている。

②研修を実施する。

(3) ファミリー・サポート・センター事業

○ファミリー・サポート・センターの概要

1. 運営方法		2. センター開設時間 (本部)	3. 支部数	4. 職員配置		5. 会員数(本年度末)				6. 合同実施市町村 ※1	
(1) 基本事業	直営・委託・補助			(1) アドバイザー	(2) スタッフ	(1) 提供会員	(2) 依頼会員	(3) 両方会員	合計 (1)+(2)+(3)	基本事業	病児事業
(委託・補助先)		( 時間 )	( か所 )	( 人 )	( 人 )	( 人 )	( 人 )	( 人 )	( 人 )		
(2) 病児事業	直営・委託・補助	~									
(委託・補助先)											

○事業内容(該当する欄に○を記入)

1. 基本事業		2. 病児・緊急対応強化事業	
センター業務		センター等の業務	
(1) 会員の募集、登録その他の会員組織業務		(1) 会員の募集、登録その他の会員組織業務	
(2) 相互援助活動の調整等		(2) 相互援助活動の調整等	
(3) 会員に対して相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催		(3) 会員に対して病児・病後児の預かり等の相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催	
		(4) 医療機関との連携体制の整備(医療アドバイザー・協力医療機関の選定等)	
		(5) 依頼受付時間( 時間)【 : ~ : 】 ※2	
		(6) 近隣市町村会員の受け入れ	
		(7) 初年度体制整備 ※3	
活動内容		活動内容	
(1) 保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり		(1) 病児・病後児の預かり	○利用件数(見込) 件
(2) 保育施設までの送迎		(2) 宿泊を伴う預かり	
(3) 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり		(3) その他(早朝・夜間等の緊急時の預かりなど)	
(4) 学校の放課後の子どもの預かり		(4) 上記に伴う保育施設、病児・病後児保育施設、自宅等の間の送迎	
(5) 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり			
(6) 買い物等外出の際の子どもの預かり			
(7) 複数預かりの実施(兄弟姉妹を除く) ※4			
3. ひとり親家庭等のファミリー・サポート・センター(病児・病後児の預かり等を含む。)の利用支援			
(1) 援助を行いたい会員を優先して調整		(3) ひとり親家庭等の受け入れに対する援助を行いたい会員への助成	
(2) 早朝、夜間、宿泊、休日の受け入れなどに柔軟に対応			

(注) 1. 基本事業と病児・緊急対応強化事業(本様式では、「病児事業」という。)の両事業を実施する場合は、2のセンター開設時間は、基本事業について、職員配置と会員数については、基本事業と病児事業の合計数を記載すること。  
 2. 病児事業を実施する事務所等は、3の支部数には含まない。  
 3. ※1 事業の全部を合同により実施し代表する1市町村が申請を行う場合、合同実施市町村を記載すること。  
 4. ※2 依頼の受付・調整を行う1日当たりの時間数と時間帯を記載すること。  
 5. ※3 今年度から病児事業を実施する場合。  
 6. ※4 提供会員と依頼会員の間で合意があり、かつ、アドバイザーが調整を行う際に安全な預かりの実施に留意するなどの取組がある場合。  
 7. 基本事業(①~③)の1つでも該当しない場合は対象とならないので計上しないよう注意すること。  
 ①会員の募集、登録その他の会員組織業務  
 ②相互援助活動の調整等  
 ③会員に対して相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催  
 8. 病児事業(①~⑤)の1つでも該当しない場合は対象とならないので計上しないよう注意すること。  
 ①会員の募集、登録その他の会員組織業務  
 ②相互援助活動の調整等  
 ③会員に対して病児・病後児の預かり等の相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催  
 ④医療機関との連携体制の整備(医療アドバイザー・協力医療機関の選定等)  
 ⑤依頼受付時間(8時間超) 1日8時間を超えて依頼の受け付けを行い、相互援助活動の調整ができる体制をとること。

(4)子育て短期支援事業

子育て短期支援事業担当者  
連絡先

ア 短期入所生活援助(ショートステイ)事業

	実 施 施 設			利用予定児童数(人日)			備 考
	施設種別	施設名 〔委託先〕	所在地	2歳未満児	2歳以上児	緊急一時保護の母親	
1							保育士・里親等の 登録人数  人 〔登録者の資格内訳〕 保育士 人 里親 人 その他 人
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							

(注1)「施設種別」欄には、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、里親、保育士等を記載すること。

(注2)市町村が事業を委託する場合には、「施設名」欄に施設名を記載するとともに施設名の下段に委託先の名称(例:社会福祉法人〇〇会)を記載すること。

(注3)「所在地」欄には、施設の住所を記載すること。

(注4)里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合は、「施設種別」欄には「里親」や「保育士」等と記入するとともに、「施設名」、「所在地」欄には委託元の実施施設名等を記入すること。

イ 夜間養護等(トワイライトステイ)事業

	実 施 施 設			利用予定児童数(人日)			児童の送迎の実施	備 考
	施設種別	施設名 〔委託先〕	所在地	夜間養護分		休日預かり		
				基本分	宿泊分			
1							保育士・里親等の 登録人数  人 〔登録者の資格内訳〕 保育士 人 里親 人 その他 人	
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								

(注1)「施設種別」欄には、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、里親、保育士等を記載すること。

(注2)市町村が事業を委託する場合には、「施設名」欄に施設名を記載するとともに施設名の下段に委託先の名称(例:社会福祉法人〇〇会)を記載すること。

(注3)「所在地」欄には、施設の住所を記載すること。

(注4)里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合は、「施設種別」欄には「里親」や「保育士」等と記入するとともに、「施設名」、「所在地」欄には委託元の実施施設名等を記入すること。

(注5)「利用予定児童数」は1人日単位で入力すること。

(5) 地域子育て支援拠点事業

①ひろば型

名称	実施場所	直営・委託・補助の別 委託・補助の場合は下段の委託・補助先を選択	年間事業月数 (月)	開設日数 (週あたり) (日)	開設時間 (1日あたり) (時間)	専任職員の配置 (人)	機能拡充型にかかる取組内容	地域の子育て力を高める取組内容 実施月数 (月)	出張ひろばを実施の場合に記載					
									出張元	出張先	年間事業月数 (月)	開設日数 (週あたり) (日)	開設時間 (1日あたり) (時間)	
(住所)														
(住所)														
(住所)														
(住所)														
(住所)														
(住所)														

(注1)「実施場所」欄は、公共施設、保育所、児童館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、幼稚園、専用施設、公民館、その他から該当するものを選択すること。

(注2)「開設時間」欄には、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を選択すること。

(注3)「機能拡充型にかかる取組内容」欄には、平成23年●月●日雇児発第●●号通知「平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」(別添4)1の(5)②エの(7)~(エ)のうち該当する記号を選択すること。

(注4)「地域の子育て力を高める取組内容」欄には、平成20年11月28日雇児発第1128003号通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」1の(5)②オの(7)~(エ)のうち該当する記号をすべて選択すること。

②センター型

名称	実施場所	直営・委託・補助の別 委託・補助の場合は下段の委託・補助先を選択	年間事業月数 (月)	開設日数 (週あたり) (日)	開設時間 (1日あたり) (時間)	専任職員の配置 (人)	開設年月日 (年月日)
(住所)							
(住所)							
(住所)							

(注1)「実施場所」欄は、公共施設、保育所、認定こども園、児童館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、幼稚園、専用施設、公民館、その他から該当するものを選択すること。

(注2)「開設時間」欄には、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を選択すること。

## (5) 地域子育て支援拠点事業[続き]

## ③センター型・経過措置(小規模型指定施設)

名称	実施場所	直営・委託 ・補助の別	年間事業月数 (月)	開設日数 (週あたり) (日)	開設時間 (1日あたり) (時間)	専任職員 の配置 (人)	事業内容	保健相談 (週3回程度実 施) の有無	開設年月日 (平成19年3月31日以前で なければ対象とならない)
		委託・補助の場 合は下段のに委 託・補助先を選択							(年月日)
(住所)									
(住所)									

(注1)「実施場所」欄は、公共施設、保育所、認定こども園、児童館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、幼稚園、専用施設、公民館、その他から該当するものを選択すること。

(注2)「開設年月日」欄に開設年月日を記入すること(平成19年4月1日以降の新規開設は認められない)。

(注3)「開設時間」欄には、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。

(注4)「事業内容」欄には、平成23年●月●日雇児発第●●号通知「平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」別添4の1の(5)③オ(イ)dの(a)~(c)のうち該当する記号を選択すること。

(注5)「保健相談(週3回程度実施)の有無」欄には、平成23年●月●日雇児発第●●号通知「平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」別添4の1の(5)③オ(ウ)に基づく保健相談業務の週3回程度実施の有無を選択すること。

## ④児童館型

名称	実施場所	委託 ・補助の別	年間事業月数 (月)	開設日数 (週あたり) (日)	開設時間 (1日あたり) (時間)	専任職員 の配置 (人)	地域の子育て力 を高める取組の 実施の有無
(住所)							
(住所)							

(注1)「開設時間」欄には、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。



## (6)一時預かり事業

## ①保育所型

保育所名	実施場所	運営主体 [公又は私]	平成22年度 年間延利用児童数(実績) ※22年度実施した場合のみ記入	平成23年度 年間延利用児童数(見込)	開所日数 (年間)	開設時間 (1日あたり)
	保育所	公・私	人	人	日	時間
	保育所	公・私	人	人	日	時間
	保育所	公・私	人	人	日	時間
	保育所	公・私	人	人	日	時間
	保育所	公・私	人	人	日	時間
	保育所	公・私	人	人	日	時間
	保育所	公・私	人	人	日	時間
	保育所	公・私	人	人	日	時間
合計	0か所	公 0か所 私 0か所	0 人	0 人	0日	0.00時間

(注1)平成22年度において事業を実施した場合は、「平成22年度年間延利用児童数(実績)」欄に平成22年度の実績人数を記入すること。

## ②地域密着型

名称	実施場所	委託・補助先 (委託・補助の場合)	運営主体 [公又は私]	平成22年度 年間延利用児童数(実績) ※22年度実施した場合のみ記入	平成23年度 年間延利用児童数(見込)	開所日数 (年間)	開設時間 (1日あたり)
			公・私	人	人	日	時間
			公・私	人	人	日	時間
			公・私	人	人	日	時間
			公・私	人	人	日	時間
合計	0か所		公 0か所 私 0か所	0 人	0 人	0日	0.00時間

(注1)「実施場所」欄は、地域子育て支援拠点(ひろば型)、地域子育て支援拠点(センター型)、地域子育て支援拠点(経過措置)、地域子育て支援拠点(児童館型)、公共施設、認定こども園(幼稚園型)、認定こども園(地方裁量型)、児童館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、幼稚園、専用施設、公民館、その他から該当するものを選択すること。

(注2)委託・補助で実施する場合は、「委託・補助先」欄に、NPO、社会福祉法人、株式会社、その他から該当するものを選択すること。

(注3)平成22年度において事業を実施した場合は、「平成22年度年間延利用児童数(実績)」欄に平成22年度の実績人数を記入すること。

## ③地域密着Ⅱ型

名称	実施場所	委託・補助先 (委託・補助の場合)	運営主体 [公又は私]	平成22年度 年間延利用児童数(実績) ※22年度実施した場合のみ記入	平成23年度 年間延利用児童数(見込)	開所日数 (年間)	開設時間 (1日あたり)
			公・私	人	人	日	時間
			公・私	人	人	日	時間
			公・私	人	人	日	時間
合計	か所		公 0か所 私 0か所	0 人	0 人	0日	0.00時間

(注1)「実施場所」欄は、地域子育て支援拠点(ひろば型)、地域子育て支援拠点(センター型)、地域子育て支援拠点(経過措置)、地域子育て支援拠点(児童館型)、公共施設、保育所、認定こども園(幼保連携型)、認定こども園(幼稚園型)、認定こども園(地方裁量型)、児童館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、幼稚園、専用施設、公民館、その他から該当するものを選択すること。

(注2)委託・補助で実施する場合は、「委託・補助先」欄に、NPO、社会福祉法人、株式会社、その他から該当するものを選択すること。

(注3)平成22年度において事業を実施した場合は、「平成22年度年間延利用児童数(実績)」欄に平成22年度の実績人数を記入すること。

## 2. その他の事業

## (1)へき地保育

保育所名 〔委託の場合には委託先〕	年間 事業月数	定員	設置 場所	1日あたり 平均入所児童数			職員数			備考
				平成 21年度 実績	平成 22年度 実績	平成 23年度 見込み	保育士 A	その他 B	計 (A+B) C	
1	(月)	(人)		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
委託先 [ ]									0	
2									0	
委託先 [ ]									0	
481									0	
委託先 [ ]									0	
4									0	
委託先 [ ]									0	
5									0	
委託先 [ ]									0	
合計	(0)か所			0人	0人	0人	0人	0人	0人	

## &lt;記入上の注意&gt;

- 「委託先」欄は、「〇〇法人〇〇会」のように、委託先団体等の名称を記入すること。
- 「設置場所」欄は、平成23年●月●日雇児発第●●号通知「平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」(別添4)の2の(1)②ウ(イ)のa～dのうち該当する記号を選択すること。
- 「1日あたり平均入所児童数」欄は、平成21年度実績・平成22年度実績・平成23年度見込みのいずれかが10人以上であるか確認すること。
- 「職員数」欄は、Aが1以上、Cが2以上となっているか確認すること。

## (2) 家庭支援推進保育事業

	設置主体 〔公又は私〕	保育所名	直営・委託 ・補助の別	委託又は補助先 (委託又は補助の場合のみ記入)	対象児童 入所率	加配 保育士数	年間 事業月数	備考	
1	公・私				(%)	(人)	(月)		
2	公・私								
3	公・私								
4	公・私								
5	公・私								
6	公・私								
合計	公 0						0人	0月	
	私 0								

## &lt;記入上の注意&gt;

1. 保育所ごとに記載のこと。
2. 設置主体〔公又は私〕欄は、いずれかを選択すること。
3. 直営・委託・補助別の欄は、いずれかを選択すること。
4. 委託又は補助先の欄は、「〇〇法人〇〇会」のように、委託先団体等の名称を記入すること。直営の場合は記載不要。
5. 「対象児童入所率」欄は、当該保育所毎に本事業の対象児童数を入所児童数の総数で除した数字を小数点以下第1位まで記載すること。(必ず40%以上)
6. 「加配保育士数」欄は、本事業の要件である最低基準及びその他の補助金の配置基準に規定する保育士の他に加配した保育士数を記載すること。(必ず1人以上)

## (3)次世代育成支援人材養成事業

都道府県名: \_\_\_\_\_

市町村名: \_\_\_\_\_

## ①コーディネーター養成研修

実施の有無 ※実施する場合○を選択	実施時期	研修時間数(時間)	養成人数(人)	配置先
	月 日 ~ 月 日			

## ②スタッフ養成研修

実施の有無 ※実施する場合○を選択	実施時期	研修時間数(時間)	養成人数(人)	配置先
	月 日 ~ 月 日			

(4) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

市町村名: \_\_\_\_\_

① 要保護児童対策調整機関の職員配置状況

・平成23年4月1日現在

児童福祉司の任用 資格を有する者	左記以外	合 計
人	人	人
		0

・平成24年3月31日予定

児童福祉司の任用 資格を有する者	左記以外	合 計
人	人	人
		0

② 基本事業

ア 調整機関職員の専門性強化	A	B	C
	実施の有無	研修人数(人)	研修の名称、実施機関
(ア) 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講 (配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしていない場合)			(名称) (実施機関)
(イ) 更に児童虐待への専門性を向上させるための研修 (配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしている場合)			(名称) (実施機関)
イ 地域ネットワーク構成員の連携強化	A	B	
	実施の有無	取 組 内 容	

③ 付加的事業(基本事業の実施が要件)

	A	B
	実施の有無	取 組 内 容
ア 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組		
イ 地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組		
ウ 地域住民への周知を図る取組		

(注1) A欄の「有」「無」いずれかを選択すること。

(注2) 基本事業(②)は、調整機関に職員を配置(①)していなければ対象にならないこと。

(注3) 付加的事業(③)は、基本事業(②)の実施が要件であること。

## (5)子育て支援ネットワーク事業

## ①情報配信領域

配信する情報の内容	連携・協力機関等

## ②情報共有領域

共有する情報の内容	連携・協力機関等

## ③個人情報領域

名称	連携・協力機関等

(注)「連携・協力機関等」欄には、保育所、学校、企業、保健所等を記載すること。

### (6)子どもの事故予防強化事業

都道府県名: \_\_\_\_\_  
市町村名: \_\_\_\_\_

児童人口(平成23年4月1日現在)を記入してください。

児童人口(0歳~15歳)	_____	人
--------------	-------	---

#### ①基本分(事業実施担当者の配置等)

配置する事業実施担当者※1	取組内容※2

※1 「母子保健推進員」、「愛育班員」等記載

※2 単にパンフレット等を配布等するだけの取組については評価の対象としない。説明する場所(1歳6ヶ月健診の会場等)、回数や人数等も記載する。

#### ②加算分(事故予防検討会の開催)※3

検討会の構成員※4	検討内容※5

※3 ②のみを実施する場合は評価の対象としない。

※4 「母子保健推進員」、「愛育班員」、「医師」、「保健師」、「保育士」等を記載

※5 検討内容の他、検討回数等も記載

(単位:千円)

## ①新規事業

事業名	新規事業内容	対象経費の支出予定額	寄付金その他の収入額
小 計		0	0

## ②既存事業の拡充分

事業名	既存事業内容	拡充内容	22年度対象経費の実支出額 A	23年度対象経費の支出予定額 B	対象経費の支出予定額(拡充分) (B-A)=C	Cの支出に係る寄付金その他の収入額
					0	
					0	
					0	
小 計			0	0	0	0



③平成22年度において次世代育成支援交付金の交付を受けていた事業

事業名	事業内容	対象経費の支出予定額	寄付金その他の収入額
小 計		0	0

-55-

児童人口	※児童の範囲 平成23年4月1日現在の各市町村における児童人口 (0歳～15歳の児童数。ただし、平成8年4月1日以前に生まれた児童を除く。)	児童人口	0人
------	--	------	----

(記載上の注意点)

※ ③については、事前協議書の提出時に添付していただく市町村行動計画には、取組が記載されている箇所にマーカーを引いて提出願います。

※ 入力が必要な箇所は色づけしています。

対象経費の支出 予定額 (①+②+③)	寄付金その他の 収入額 (①+②+③)
0	0

平成 年度子育て支援環境整備事業計画書

(1) 民間児童館活動事業費

a 児童館

指定都市・中核市名	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備考
				事業数	選択事業	
			か月			
合計		か所			アイウエ 事業 事業 事業	

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

- ① 事業数欄 : 実施する予定の事業数を記入すること
- ② 選択事業欄 : 下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ

b 児童センター

指定都市・中核市名	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備考
				事業数	選択事業	
			か月			
合計		か所			アイウエ 事業 事業 事業	

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

- ① 事業数欄 : 実施する予定の事業数を記入すること
- ② 選択事業欄 : 下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ

(1) 民間児童館活動事業費(社会福祉法人等分)

a 児童館

市町村名	設置主体	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備考
					事業数	選択事業	
				か月			
合計	か所					アイウエ 事業 事業 事業	

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

① 事業数欄 : 実施する予定の事業数を記入すること

② 選択事業欄 : 下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ

b 児童センター

市町村名	設置主体	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備考
					事業数	選択事業	
				か月			
合計	か所					アイウエ 事業 事業 事業	

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

① 事業数欄 : 実施する予定の事業数を記入すること

② 選択事業欄 : 下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ

(2) 児童福祉施設併設型民間児童館事業費

a 実施概要

指定都市・中核市名	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	備考
			か月	
合 計			か所	

b 施設の概要

(1) 児童福祉施設の概要

名 称	施 設 種 別	児童福祉施設で行う事業(実施する事業に○印)					備 考
		延長保育等 特別保育事業	児童家庭支 援センター	ショート ステイ	トワイライト ステイ	その他の 事業	

(2) 児童館の概要

名 称	職 員 の 配 置				備 考
	社会福祉士	保育士	児童の遊び を指導する者	児童指導員	
	人	人	人	人	

(3) 放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブの名称	年 間 開 設 日 数	開設時間数	児 童 数				備 考
			小学1 ~3年生	小学4 ~6年生	そ の 他	計	
	日	時間					

(4) 地域児童育成活動支援事業

事 業	実施の有無
相談事業	
啓発活動・福祉サービス利用の調整等	
地域住民による自主的活動の支援等	
関係機関等への連絡・協力	
地域行事との連携	
その他の事業	

(5) 児童健全育成特別事業

事 業	実施の有無
子育て支援	
異年齢児との交流	
引きこもり・不登校等児童に対する支援	
思春期児童の養育の支援	
その他の事業	

- (注) 1 (3) の開設時間数欄には、1日の平均開設時間数を記入すること。  
 2 (4)、(5)の実施の有無欄には、実施する事業に○印を記入すること。

(3) 地域子育て環境づくり支援事業

事業実施内容	備考

(4) 地域組織活動育成事業費

実施市名	地域組織名	会員数	活動の拠点となる児童厚生施設 または公共施設名	備考
		人		
合計	か所			

番 号  
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

市 町 村 長

特 別 区 区 長

印

平成 年度子育て支援交付金の交付申請について

標記について、次により国庫交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫交付金交付申請額 金 円
- 2 平成 年度子育て支援交付金所要額総括表（別表1）
- 3 平成 年度次世代育成支援対策推進事業所要額内訳表（別表3）
- 4 平成 年度地方独自の子育て支援推進事業所要額内訳表（別表4）
- 5 平成 年度次世代育成支援対策推進事業の事業内容及び  
取組内容等調書（別表7）
- 6 平成 年度次世代育成支援対策推進事業計画書（別表8）
- 7 平成 年度地方独自の子育て支援推進事業計画書（別表9）
- 8 添付書類

（1）当該年度の歳入歳出予算（見込）書抄本（当該補助事業の支出予算額を備考欄に明記すること。）

（2）その他参考となる資料

※それぞれの事業において、市町村が定める利用料の設定がある場合は、その基準額がわかる資料を添付すること。

別表1

平成 年度子育て支援交付金所要額総括表

区 分	国庫補助基本額	今回申請国庫補助所要額	厚生労働大臣が認めた額	要国庫補助額	備 考
	千円	千円	千円	千円	
(1)国と自治体が一体的に取組待機児童解消「先取り」プロジェクト事業					
別表2-1もしくは別表11-1					
別表2-2もしくは別表11-2					
(2)次世代育成支援対策推進事業					
(3)地方独自の子育て支援推進事業					
(4)子育て支援環境整備事業					
別表5-1もしくは別表12-1					
別表5-2もしくは別表12-2					
別表12-3					
合 計					



別表 3

平成 年度次世代育成支援対策推進事業所要額内訳書

都道府県名(上段) 市区町村名(下段)	対象経費の支出予定額 A	寄付金その他の収入額 B	国庫補助基本額 (差引額:A-B) C	今回申請国庫補助所要額 D	厚生労働大臣が認めた額 E	国庫補助所要額 F
	円	円	円	円	円	円
			0	0		0
	a					

- (注) 1. クリーム色に色づけされたセルのみ記入する。それ以外のセルは式により自動計算される。  
 2. 利用者から徴収した実費相当額等をB欄に記入すること。  
 3. D欄は、Cの額に2分の1を乗じて得た額が自動入力される。  
 4. E欄は内示額を記入すること。  
 5. F欄は、D欄の額とE欄の額とを比較していずれか少ない方の額が自動入力される。

別表4

平成 年度地方独自の子育て支援推進事業所要額内訳書

都道府県名(上段) 市区町村名(下段)	対象経費の支出予定額 A	寄付金その他の収入額 B	国庫補助基本額 (差引額:A-B) C	今回申請国庫補助所要額 D	厚生労働大臣が認めた額 E	国庫補助所要額 F
	円	円	円	円	円	円
			0	0		0
	a					

- (注) 1. クリーム色に色づけされたセルのみ記入する。それ以外のセルは式により自動計算される。  
 2. 利用者から徴収した実費相当額等をB欄に記入すること。  
 3. D欄は、Cの額に2分の1を乗じて得た額が自動入力される。  
 4. E欄は内示額を記入すること。  
 5. F欄は、D欄の額とE欄の額とを比較していずれか少ない方の額が自動入力される。

平成23年度次世代育成支援対策推進事業の事業内容及び取組内容等調書

市町村コード		
都道府県名		
市区町村名		
担当部署(課室・係)	A	
職名	B	
担当者氏名	C	
電話番号(直通又は代表(内線))	D	
メールアドレス	E	

(記入上の注意事項)

- ※ 太線枠の欄(クリーム色に色づけされているセル)に記入し、それ以外の欄には記入しないこと。
- ※ 別表3の記載内容に応じてA欄には「○」、B欄及びC欄には数字が自動的に表示される。平成23年度実施事業について別表3に記載しているにもかかわらず別表2のA欄に「○」、B欄及びC欄に数字が表示されない場合は、別表3の記載に不備があることが原因と考えられるため、別表3の記載内容に誤り・不足等無いか確認すること。
- ※ 地域子育て支援拠点事業、へき地保育事業及び家庭支援推進保育事業については、事業開始が年度途中となる等により事業実施月数が12ヶ月に満たない場合は、以下とおり実施月数に応じてか所数が算出される。  
11～8ヶ月:0.75か所、7～4ヶ月:0.5か所、3ヶ月～:0.25か所
- ※ B欄の網掛けされているところは、A欄が○の場合、便宜上、数字の1が表示される。

<評価1>

●乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

A 欄	項 目	B 欄 (対象全家庭)	C 欄 (家庭訪問数)	評価ポイント	申請ポイント	
	(1) 支援が必要な家庭に対して、次の①及び②の対応をいずれも実施している市町村 ①ケース対応会議の開催 ②養育支援訪問事業のうち、以下に掲げる援助をいずれも実施 ○育児・家事援助 ○専門的相談支援	F	0 G	0.04 ポイント	0.00 ポイント	
	(2) (1)以外の市町村	H	0 I	0.03 ポイント	0.00 ポイント	
ポイント数計					J	0.00 ポイント

※「全戸訪問事業の対象となる全家庭数×20%」は、地方交付税で既に実施されている新生児訪問指導としての実施予定分として控除する。  
(すでに控除分については式が入っている。)

●養育支援訪問事業

A 欄	項 目	B 欄 (家庭訪問延べ件数)	評価ポイント	申請ポイント
	・ 育児・家事援助	K 0	0.03 ポイント	0.00 ポイント
	・ 専門的相談支援	L 0	0.04 ポイント	0.00 ポイント
	・ 分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援	M 0	0.05 ポイント	0.00 ポイント
ポイント数計				N 0.00 ポイント

●ファミリー・サポート・センター事業

A 欄	項 目	B 欄	評価ポイント	申請ポイント
	・基本事業(会員数)			
	100人相当~299人	O	10.0 ポイント	0.00 ポイント
	300人~599人	P	14.0 ポイント	0.00 ポイント
	600人~999人	Q	20.0 ポイント	0.00 ポイント
	1,000人~1,499人	R	40.0 ポイント	0.00 ポイント
	1,500人~1,999人	S	60.0 ポイント	0.00 ポイント
	2,000人~2,999人	T	80.0 ポイント	0.00 ポイント
	3,000人以上	U	100.0 ポイント	0.00 ポイント
	(支部の設置箇所数)			
	10か所以上	V	50.0 ポイント	0.00 ポイント
	10か所未満	W	5.0 ポイント	0.00 ポイント
	複数預かりの実施(兄弟姉妹を除く。)	X	5.0 ポイント	0.00 ポイント
	・病児・緊急対応強化事業(病児・病後児預かりの延利用件数)			
	~59件	Y	9.0 ポイント	0.00 ポイント
	60件~119件	Z	12.0 ポイント	0.00 ポイント
	120件~199件	AA	19.0 ポイント	0.00 ポイント
	200件~299件	AB	28.0 ポイント	0.00 ポイント
	300件~399件	AC	38.0 ポイント	0.00 ポイント
	400件~599件	AD	52.0 ポイント	0.00 ポイント
	600件以上	AE	72.0 ポイント	0.00 ポイント
	近隣市町村会員受入	AF	5.0 ポイント	0.00 ポイント
	初年度体制整備	AG	20.0 ポイント	0.00 ポイント
	・ひとり親家庭等のファミリー・サポート・センター(病児・病後児の預かり等を含む)の利用支援			
	利用支援 有	AH	2.0 ポイント	0.00 ポイント
	ポイント数計			AI 0.00 ポイント

●子育て短期支援事業【ショートステイ・トワイライトステイ】

AJ	0	か所	ショートステイ	0	か所
			トワイライトステイ	0	か所

※ 評価ポイントは100人日単位の表示となっている。(「児童の送迎を実施」を除く。)

A 欄	項 目	B 欄	評価ポイント	申請ポイント
	・ ショートステイ事業の実施			
	2歳未満児・慢性疾患児	AK	人日 4.30 ポイント	0.00 ポイント
	2歳以上児	AL	人日 2.35 ポイント	0.00 ポイント
	緊急一時保護	AM	人日 0.60 ポイント	0.00 ポイント
	・ トワイライトステイ事業の実施			
	基本分	AN	人日 0.45 ポイント	0.00 ポイント
	宿泊分	AO	人日 0.45 ポイント	0.00 ポイント
	休日デイサービス分	AP	人日 1.00 ポイント	0.00 ポイント
	児童の送迎を実施	AQ	か所 0.30 ポイント	0.00 ポイント
	ポイント数計			AR 0.00 ポイント

●地域子育て支援拠点事業

ひろば型	GS	0	か所
出張ひろば	GT	0	か所
センター型	GU	0	か所
経過措置	GV	0	か所
児童館型	GW	0	か所

GX 0 か所(合計)

A 欄	項 目	B 欄		評価ポイント	申請ポイント
	・ひろば型(基本分)				
	3～4日開所	AS	0	か所 17.8 ポイント	0.00 ポイント
	3～4日開所(機能拡充あり)	AT	0	か所 23.9 ポイント	0.00 ポイント
	5日開所	AU	0	か所 21.8 ポイント	0.00 ポイント
	5日開所(機能拡充あり)	AV	0	か所 36.5 ポイント	0.00 ポイント
	6～7日開所	AW	0	か所 25.8 ポイント	0.00 ポイント
	6～7日開所(機能拡充あり)	AX	0	か所 39.0 ポイント	0.00 ポイント
	・ひろば型(加算分)				
	出張ひろばの実施	AY	0	か所 6.7 ポイント	0.00 ポイント
	地域の子育て力を高める取組(1事業実施)	AZ	0	か所 2.2 ポイント	0.00 ポイント
	地域の子育て力を高める取組(2事業実施)	BA	0	か所 3.0 ポイント	0.00 ポイント
	地域の子育て力を高める取組(3事業実施)	BB	0	か所 3.7 ポイント	0.00 ポイント
	地域の子育て力を高める取組(4事業実施)	BC	0	か所 4.5 ポイント	0.00 ポイント
	・センター型				
	5日開所	BD	0	か所 37.0 ポイント	0.00 ポイント
	6～7日開所	BE	0	か所 39.6 ポイント	0.00 ポイント
	経過措置(基本分)	BF	0	か所 12.9 ポイント	0.00 ポイント
	経過措置(保健相談等加算分)	BG	0	か所 6.8 ポイント	0.00 ポイント
	・児童館型				
	基本分	BH	0	か所 8.4 ポイント	0.00 ポイント
	加算分(地域の子育て力を高める取組)	BI	0	か所 2.2 ポイント	0.00 ポイント
	ポイント数計				BJ 0.00 ポイント

●一時預かり事業

A 欄	項 目	B 欄 (実施か所数)		評価ポイント	申請ポイント
	・保育所型(年間延利用児童数)				
	25人以上～ 300人未満	BK	0	か所 2.6 ポイント	0.00 ポイント
	300人以上～ 900人未満	BL	0	か所 7.9 ポイント	0.00 ポイント
	900人以上～ 1500人未満	BM	0	か所 14.2 ポイント	0.00 ポイント
	1500人以上～ 2100人未満	BN	0	か所 20.5 ポイント	0.00 ポイント
	2100人以上～ 2700人未満	BO	0	か所 26.8 ポイント	0.00 ポイント
	2700人以上～ 3300人未満	BP	0	か所 33.1 ポイント	0.00 ポイント
	3300人以上～ 3900人未満	BQ	0	か所 39.4 ポイント	0.00 ポイント
	3900人以上	BR	0	か所 45.7 ポイント	0.00 ポイント
	・地域密着型(年間延利用児童数)				
	25人以上～ 300人未満	BS	0	か所 2.6 ポイント	0.00 ポイント
	300人以上～ 900人未満	BT	0	か所 7.9 ポイント	0.00 ポイント
	900人以上～ 1500人未満	BU	0	か所 14.2 ポイント	0.00 ポイント
	1500人以上～ 2100人未満	BV	0	か所 20.5 ポイント	0.00 ポイント
	2100人以上～ 2700人未満	BW	0	か所 26.8 ポイント	0.00 ポイント
	2700人以上～ 3300人未満	BX	0	か所 33.1 ポイント	0.00 ポイント
	3300人以上～ 3900人未満	BY	0	か所 39.4 ポイント	0.00 ポイント
	3900人以上	BZ	0	か所 45.7 ポイント	0.00 ポイント
	・地域密着Ⅱ型(年間延利用児童数)				
	25人以上～ 300人未満	CA	0	か所 2.4 ポイント	0.00 ポイント
	300人以上～ 900人未満	CB	0	か所 7.1 ポイント	0.00 ポイント
	900人以上～ 1500人未満	CC	0	か所 12.8 ポイント	0.00 ポイント
	1500人以上～ 2100人未満	CD	0	か所 18.4 ポイント	0.00 ポイント
	2100人以上～ 2700人未満	CE	0	か所 24.1 ポイント	0.00 ポイント
	2700人以上～ 3300人未満	CF	0	か所 29.8 ポイント	0.00 ポイント
	3300人以上～ 3900人未満	CG	0	か所 35.4 ポイント	0.00 ポイント
	3900人以上	CH	0	か所 41.1 ポイント	0.00 ポイント
	ポイント数計				CI 0.00 ポイント

評価1合計ポイント 0.00 ポイント

<評価2>

A 欄	項 目	B 欄	評価ポイント	申請ポイント
<b>●へき地保育事業</b>				
	・実施か所数	CJ 0 か所	20.0 ポイント	CK 0.00 ポイント
<b>●家庭支援推進保育事業</b>				
	・実施か所数	CL 0 か所	19.0 ポイント	CM 0.00 ポイント
<b>●次世代育成支援人材養成事業</b>				
	コーディネーターの養成	CN	3.0 ポイント	CO 0.00 ポイント
	スタッフの養成	CP	3.0 ポイント	CQ 0.00 ポイント
<b>●子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業</b> (基本事業)				
	児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講 (配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしていない場合)	CR 0 人	0.4 ポイント	CS 0.00 ポイント
	更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講 (配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしている場合)	CT 0 人	0.4 ポイント	CU 0.00 ポイント
	ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組	CV	15.0 ポイント	CW 0.00 ポイント
A 欄	項 目	B 欄	評価ポイント	申請ポイント
(付加的事業)				
※付加的事業については、基本事業の実施が要件であること。				
	地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組	CX	3.3 ポイント	CY 0.00 ポイント
	地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組	CZ	3.6 ポイント	DA 0.00 ポイント
	地域住民への周知を図る取組	DB	3.2 ポイント	DC 0.00 ポイント
ポイント数計				DD 0.00 ポイント
<b>●子育て支援ネットワーク事業</b>				
		DE	13.5 ポイント	DF 0.00 ポイント
<b>●子どもの事故予防強化事業</b>				
	・基本分(児童人口2,500人未満)	DG	3.0 ポイント	DH 0.00 ポイント
	・基本分(児童人口2,500人以上～8,500人未満)	DI	5.0 ポイント	DJ 0.00 ポイント
	・基本分(児童人口8,500人以上)	DK	8.0 ポイント	DL 0.00 ポイント
	・加算分(事故予防検討会の開催)	DM	1.0 ポイント	DN 0.00 ポイント
			評価2合計ポイント	0.00 ポイント
			総合計ポイント	DX 0.00 ポイント

● 予算措置状況確認表(必須入力項目)

実施する各事業の事業費、寄付金その他の収入額を記入してください。

(単位:千円)

事業名	交付対象事業の 総事業費	寄付金その他の 収入額	交付対象事業の 支出予定総額 (差引額 A-B)
	A	B	C
評価1 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業) 養育支援訪問事業 ファミリー・サポート・センター事業 子育て短期支援事業 地域子育て支援拠点事業 一時預かり事業	DY	DZ	EA
			0千円
	EB	EC	ED
			0千円
	EE	EF	EG
			0千円
評価2 子育て支援ネットワーク事業 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 子育て支援ネットワーク事業 子どもの事故予防強化事業	EH	EI	EJ
			0千円
	EK	EL	EM
			0千円
	EN	EO	EP
			0千円
	EQ	ER	ES
評価2 へき地保育事業 家庭支援推進保育事業 次世代育成支援人材養成事業 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 子育て支援ネットワーク事業 子どもの事故予防強化事業	ET	EU	EV
			0千円
	EW	EX	EY
			0千円
	EZ	FA	FB
			0千円
合計	FC	FD	FE
			0千円
	FF	FG	FH
		0千円	
	GJ	GK	GL
	0千円	0千円	0千円

※GJ欄の金額は予算書(抄本)の交付金該当部分の合計額と一致しているはずですが、必ず確認してください。

● 平成22年度の次世代育成支援対策交付金の申請・実績の状況を記入してください。(必須入力項目)

平成22年度交付申請時 総合計ポイント	平成22年度実績ベース 総合計ポイント	平成22年度交付決定額 (単位:円)
①	②	③
GM	GN	GO

※①及び②欄の総合計ポイントは(評価1)~(評価2)までの合計のポイントを入力してください。

平成22年度の様式で算出された、「総合計ポイント」欄のポイントをそのまま記入してください。

※③欄は平成22年度の交付決定通知書の交付額を記入してください。

※平成22年度に次世代育成支援対策交付金の交付を受けていない市町村は「0」を入力してください。空欄ではエラーになります。

● 最後に平成23年度事前協議時の状況を記入してください。(必須入力項目)

平成23年度事前協議時 総合計ポイント	平成23年度内示額 (単位:円)	平成23年度交付申請額 (単位:円)
④	⑤	⑥
GP	GQ	GR

※④欄は平成23年度の事前協議時の(評価1)~(評価3)までの総合計ポイントを入力してください。

平成23年度の事前協議の様式で算出された、「総合計ポイント」欄のポイントをそのまま記入してください。

※⑤欄は内示書に記載されている金額を記入してください。

※⑥欄は平成23年度に申請する交付申請額を記入してください。

1. 特定事業

(1) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

市町村名	事業開始年月日		実施方法(直営・委託の別)					
	平成	年 月 日	直 営 ・ 委 託			委託の場合は委託先		
乳児のいる全ての家庭を訪問するための実施計画(平成23年度計画)			訪問者実人数					
家庭訪問対象全家庭数(a)			保健師、 助産師、 看護師	保育士	母子保健推進員、 愛育班員、 民生(児童)委員	子育て経験者	その他	合計
乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数(b)								
うち、新生児訪問指導等と同時に実施(再掲)(c)								
(件)	(b/a)(%)	(件)	(c/a)(%)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
	#DIV/0!		#DIV/0!					0
以下の(1)~(3)について、該当する太枠内に○を選択								
(1) 研修			(2) ケース対応会議			(3) 養育支援訪問事業のうち、育児・家事援助と専門的相談支援をいずれも実施		
<input type="checkbox"/> 実施有り			<input type="checkbox"/> 開催有り			<input type="checkbox"/> 実施有り		
<input type="checkbox"/> ※研修を実施しない場合は本事業の対象とならない。			<input type="checkbox"/> 開催無し			<input type="checkbox"/> 実施無し		

(注1)「家庭訪問対象全家庭数」(a)は、当該年度の出生児数などから、平成23年度の1年間における全戸訪問事業の対象となり得るすべての家庭数を計上すること。

(注2)「乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数」(b)には、平成23年度の1年間における家庭訪問数を計上すること。

(注3)「訪問者実人数」は、本事業の訪問を実施する人数を計上すること。

(注4)以下の①②の1つでも該当しない場合は対象とならないので計上しないよう注意すること。

- ①研修を実施する。
- ②実施計画を策定する。



(2) 養育支援訪問事業

市町村名 [委託の場合は委託先]	訪問実家庭数				訪問延件数			
	育児・家事 援助 A (か所)	専門的 相談支援 B (か所)	分娩に関わった産科医療機関の助産師等が行う訪問支援 C (か所)	合計 (か所)	育児・家事 援助 D (件)	専門的 相談支援 E (件)	分娩に関わった産科医療機関の助産師等が行う訪問支援 F (件)	合計 (件)
[ ]				0				0

訪問支援者実人数					以下の(1)(2)について該当する太枠内に○を選択	
育児・家事 援助	専門的相談支援			合計	(1) 中核機関	指定有り
ヘルパー、子育てOB等 G (人)	保育士等 H (人)	保健師、助産師、看護師等 I (人)	理学療法士、心理療法士等 J (人)		産科医療機関の助産師等 K (人)	(2) 研修
				0		

※中核機関を定めない場合、及び、研修を実施しない場合は本事業の対象とならない。

(注1) A~Cについては、訪問の対象と判断された家庭数を記入する。なお、訪問支援を実施した後の評価により、一般子育て支援サービスを紹介することで対応できると判断された後、再び本事業に基づく訪問支援の対象となった場合は、重複してカウントすること。

(注2) D~Fについては、訪問支援の延件数を計上すること。

(注3) G~Kについては、訪問支援を実施する人数を常勤換算せずに計上すること。

(注4) Kについては、分娩に関わった産科医療機関の助産師等(保健師、助産師、看護師、医療ソーシャルワーカー等)が行う訪問支援を計上すること。

(注5) 「中核機関」とは、情報の収集やそれに基づき訪問対象者及び支援内容の決定等を行うための中核となる機関のことをいう。

(注6) 以下の①②のうち1つでも実施しない場合は対象とならないので計上しないよう注意すること。

①情報の収集、一定の指標に基づく訪問対象者の決定、支援計画の策定等を行うための中核機関を定めている。

②研修を実施する。

(3) ファミリー・サポート・センター事業

○ファミリー・サポート・センターの概要

1. 運営方法		2. センター開設時間 (本部)	3. 支部数	4. 職員配置		5. 会員数(本年度末)				6. 合同実施市町村 ※1	
(1) 基本事業	直営・委託・補助			(1) アドバイザー	(2) 管理員	(1) 提供会員	(2) 依頼会員	(3) 両方会員	合計 (1)+(2)+(3)	基本事業	病児事業
(委託・補助先)		( 時間 )	(か所)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)		
(2) 病児事業	直営・委託・補助	~									
(委託・補助先)											

○事業内容(該当する欄に○を記入)

1. 基本事業		2. 病児・緊急対応強化事業	
センター業務		センター等の業務	
(1) 会員の募集、登録その他の会員組織業務		(1) 会員の募集、登録その他の会員組織業務	
(2) 相互援助活動の調整等		(2) 相互援助活動の調整等	
(3) 会員に対して相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催		(3) 会員に対して病児・病後児の預かり等の相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催	
		(4) 医療機関との連携体制の整備(医療アドバイザー・協力医療機関の選定等)	
		(5) 依頼受付時間( 時間)【 : ~ : 】 ※2	
		(6) 近隣市町村会員の受け入れ	
		(7) 初年度体制整備 ※3	
活動内容		活動内容	
(1) 保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり		(1) 病児・病後児の預かり	○利用件数(見込) 件
(2) 保育施設までの送迎		(2) 宿泊を伴う預かり	
(3) 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり		(3) その他(早朝・夜間等の緊急時の預かりなど)	
(4) 学校の放課後の子どもの預かり		(4) 上記に伴う保育施設、病児・病後児保育施設、自宅等の間の送迎	
(5) 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり			
(6) 買い物等外出の際の子どもの預かり			
(7) 複数預かりの実施(兄弟姉妹を除く) ※4			
3. ひとり親家庭等のファミリー・サポート・センター(病児・病後児の預かり等を含む。)の利用支援			
(1) 援助を行いたい会員を優先して調整		(3) ひとり親家庭等の受入れに対する援助を行いたい会員への助成	
(2) 早朝、夜間、宿泊、休日の受入れなどに柔軟に対応			

- (注) 1. 基本事業と病児・緊急対応強化事業(本様式では、「病児事業」という。)の両事業を実施する場合は、2のセンター開設時間は、基本事業について、職員配置と会員数については、基本事業と病児事業の合計数を記載すること。
2. 病児事業を実施する事務所等は、3の支部数には含まない。
3. ※1 事業の全部を合同により実施し代表する1市町村が申請を行う場合、合同実施市町村を記載すること。
4. ※2 依頼の受付・調整を行う1日当たりの時間数と時間帯を記載すること。
5. ※3 今年度から病児事業を実施する場合。
6. ※4 提供会員と依頼会員の間で合意があり、かつ、アドバイザーが調整を行う際に安全な預かりの実施に留意するなどの取組がある場合。
7. 基本事業(①~③)の1つでも該当しない場合は対象とならないので計上しないよう注意すること。
- ①会員の募集、登録その他の会員組織業務  
②相互援助活動の調整等  
③会員に対して相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催
8. 病児事業(①~⑤)の1つでも該当しない場合は対象とならないので計上しないよう注意すること。
- ①会員の募集、登録その他の会員組織業務  
②相互援助活動の調整等  
③会員に対して病児・病後児の預かり等の相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催  
④医療機関との連携体制の整備(医療アドバイザー・協力医療機関の選定等)  
⑤依頼受付時間(8時間超) 1日8時間を超えて依頼を受け付けを行い、相互援助活動の調整ができる体制をとること。

(4) 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業担当者  
連絡先

ア 短期入所生活援助(ショートステイ)事業

	実 施 施 設			利用予定児童数(人日)			備 考
	施設種別	施設名 〔委託先〕	所在地	2歳未満児	2歳以上児	緊急一時保護の母親	
1							保育士・里親等の 登録人数 人 〔登録者の資格内訳〕 保育士 人 里親 人 その他 人
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							

- (注1)「施設種別」欄には、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、里親、保育士等を記載すること。
- (注2)市町村が事業を委託する場合には、「施設名」欄に施設名を記載するとともに施設名の下段に委託先の名称(例:社会福祉法人〇〇会)を記載すること。
- (注3)「所在地」欄には、施設の住所を記載すること。
- (注4)里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合は、「施設種別」欄には「里親」や「保育士」等と記入するとともに、「施設名」、「所在地」欄には委託元の実実施施設名等を記入すること。

イ 夜間養護等(トワイライトステイ)事業

	実 施 施 設			利用予定児童数(人日)			児童の送迎の実施	備 考
	施設種別	施設名 〔委託先〕	所在地	夜間養護分		休日預かり		
				基本分	宿泊分			
1							保育士・里親等の 登録人数 人 〔登録者の資格内訳〕 保育士 人 里親 人 その他 人	
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								

- (注1)「施設種別」欄には、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、里親、保育士等を記載すること。
- (注2)市町村が事業を委託する場合には、「施設名」欄に施設名を記載するとともに施設名の下段に委託先の名称(例:社会福祉法人〇〇会)を記載すること。
- (注3)「所在地」欄には、施設の住所を記載すること。
- (注4)里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合は、「施設種別」欄には「里親」や「保育士」等と記入するとともに、「施設名」、「所在地」欄には委託元の実実施施設名等を記入すること。
- (注5)「利用予定児童数」は1人日単位で入力すること。

(5) 地域子育て支援拠点事業

①ひろば型

名称	実施場所	直営・委託・補助の別 委託・補助の場合は下段の委託・補助先を選択	年間事業月数 (月)	開設日数 (週あたり) (日)	開設時間 (1日あたり) (時間)	専任職員の配置 (人)	機能拡充型にかかる取組内容	地域の子育て力を高める取組内容 実施月数 (月)	出張ひろばを実施の場合に記載					
									出張元	出張先	年間事業月数 (月)	開設日数 (週あたり) (日)	開設時間 (1日あたり) (時間)	
(住所)														
(住所)														
(住所)														
(住所)														
(住所)														
(住所)														

(注1)「実施場所」欄は、公共施設、保育所、児童館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、幼稚園、専用施設、公民館、その他から該当するものを選択すること。

(注2)「開設時間」欄には、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を選択すること。

(注3)「機能拡充型にかかる取組内容」欄には、平成23年●月●日雇発第●●号通知「平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」(別添4)1の(5)②エの(ア)～(イ)のうち該当する記号を選択すること。

(注4)「地域の子育て力を高める取組内容」欄には、平成20年11月28日雇発第1128003号通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」1の(5)②オの(ア)～(イ)のうち該当する記号をすべて選択すること。

②センター型

名称	実施場所	直営・委託・補助の別 委託・補助の場合は下段の委託・補助先を選択	年間事業月数 (月)	開設日数 (週あたり) (日)	開設時間 (1日あたり) (時間)	専任職員の配置 (人)	開設年月日 (年月日)
(住所)							
(住所)							
(住所)							

(注1)「実施場所」欄は、公共施設、保育所、認定こども園、児童館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、幼稚園、専用施設、公民館、その他から該当するものを選択すること。

(注2)「開設時間」欄には、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を選択すること。

## (5)地域子育て支援拠点事業[続き]

## ③センター型・経過措置(小規模型指定施設)

名称	実施場所	直営・委託・補助の別	年間事業月数 (月)	開設日数 (週あたり) (日)	開設時間 (1日あたり) (時間)	専任職員の配置 (人)	事業内容	保健相談 (週3回程度実施) の有無	開設年月日 (平成19年3月31日以前で なければ対象とならない)
		委託・補助の場合 は下段のに委託・補助先を選択							(年月日)
(住所)									
(住所)									

(注1)「実施場所」欄は、公共施設、保育所、認定こども園、児童館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、幼稚園、専用施設、公民館、その他から該当するものを選択すること。

(注2)「開設年月日」欄に開設年月日を記入すること(平成19年4月1日以降の新規開設は認められない)。

(注3)「開設時間」欄には、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。

(注4)「事業内容」欄には、平成23年●月●日雇児発第●●号通知「平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」別添4の1の(5)③オ(イ)dの(a)~(c)のうち該当する記号を選択すること。

(注5)「保健相談(週3回程度実施)の有無」欄には、平成23年●月●日雇児発第●●号通知「平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」別添4の1の(5)③オ(ウ)に基づく保健相談業務の週3回程度実施の有無を選択すること。

## ④児童館型

名称	実施場所	委託・補助の別	年間事業月数 (月)	開設日数 (週あたり) (日)	開設時間 (1日あたり) (時間)	専任職員の配置 (人)	地域の子育て力を 高める取組の 実施の有無
(住所)							
(住所)							

(注1)「開設時間」欄には、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。

(6)一時預かり事業

①保育所型

保育所名	実施場所	運営主体 [公又は私]	平成22年度 年間延利用児童数(実績) ※22年度実施した場合のみ記入	平成23年度 年間延利用児童数(見込)	開所日数 (年間)	開設時間 (1日あたり)
	保育所	公・私	人	人	日	時間
	保育所	公・私	人	人	日	時間
	保育所	公・私	人	人	日	時間
	保育所	公・私	人	人	日	時間
	保育所	公・私	人	人	日	時間
	保育所	公・私	人	人	日	時間
	保育所	公・私	人	人	日	時間
	保育所	公・私	人	人	日	時間
合計	0か所	公 0か所 私 0か所	0人	0人	0日	0.00時間

(注1)平成22年度において事業を実施した場合は、「平成22年度年間延利用児童数(実績)」欄に平成22年度の実績人数を記入すること。

②地域密着型

名称	実施場所	委託・補助先 (委託・補助の場合)	運営主体 [公又は私]	平成22年度 年間延利用児童数(実績) ※22年度実施した場合のみ記入	平成23年度 年間延利用児童数(見込)	開所日数 (年間)	開設時間 (1日あたり)
			公・私	人	人	日	時間
			公・私	人	人	日	時間
			公・私	人	人	日	時間
			公・私	人	人	日	時間
合計	0か所		公 0か所 私 0か所	0人	0人	0日	0.00時間

(注1)「実施場所」欄は、地域子育て支援拠点(ひろば型)、地域子育て支援拠点(センター型)、地域子育て支援拠点(経過措置)、地域子育て支援拠点(児童館型)、公共施設、認定こども園(幼稚園型)、認定こども園(地方裁量型)、児童館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、幼稚園、専用施設、公民館、その他から該当するものを選択すること。

(注2)委託・補助で実施する場合は、「委託・補助先」欄に、NPO、社会福祉法人、株式会社、その他から該当するものを選択すること。

(注3)平成22年度において事業を実施した場合は、「平成22年度年間延利用児童数(実績)」欄に平成22年度の実績人数を記入すること。

③地域密着II型

名称	実施場所	委託・補助先 (委託・補助の場合)	運営主体 [公又は私]	平成22年度 年間延利用児童数(実績) ※22年度実施した場合のみ記入	平成23年度 年間延利用児童数(見込)	開所日数 (年間)	開設時間 (1日あたり)
			公・私	人	人	日	時間
			公・私	人	人	日	時間
			公・私	人	人	日	時間
合計	か所		公 0か所 私 0か所	0人	0人	0日	0.00時間

(注1)「実施場所」欄は、地域子育て支援拠点(ひろば型)、地域子育て支援拠点(センター型)、地域子育て支援拠点(経過措置)、地域子育て支援拠点(児童館型)、公共施設、保育所、認定こども園(幼保連携型)、認定こども園(幼稚園型)、認定こども園(保育所型)、認定こども園(地方裁量型)、児童館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、幼稚園、専用施設、公民館、その他から該当するものを選択すること。

(注2)委託・補助で実施する場合は、「委託・補助先」欄に、NPO、社会福祉法人、株式会社、その他から該当するものを選択すること。

(注3)平成22年度において事業を実施した場合は、「平成22年度年間延利用児童数(実績)」欄に平成22年度の実績人数を記入すること。

## 2. その他の事業

## (1)へき地保育

保育所名 〔委託の場合には委託先〕	年間 事業月数	定員	設置 場所	1日あたり 平均入所児童数			職員数			備考
				平成 21年度 実績	平成 22年度 実績	平成 23年度 見込み	保育士 A	その他 B	計 (A+B) C	
1	(月)	(人)		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
委託先 [ ]									0	
2									0	
委託先 [ ]									0	
3									0	
委託先 [ ]									0	
4									0	
委託先 [ ]									0	
5									0	
委託先 [ ]									0	
合計	(0)か所			0人	0人	0人	0人	0人	0人	

## &lt;記入上の注意&gt;

- 「委託先」欄は、「〇〇法人〇〇会」のように、委託先団体等の名称を記入すること。
- 「設置場所」欄は、平成23年●月●日雇児発第●●号通知「平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」(別添4)の2の(1)②ウ(イ)のa～dのうち該当する記号を選択すること。
- 「1日あたり平均入所児童数」欄は、平成21年度実績・平成22年度実績・平成23年度見込みのいずれかが10人以上であるか確認すること。
- 「職員数」欄は、Aが1以上、Cが2以上となっているか確認すること。

(2)家庭支援推進保育事業

	設置主体 [公又は私]	保育所名	直営・委託 ・補助の別	委託又は補助先 (委託又は補助の場合のみ記入)	対象児童 入所率	加配 保育士数	年間 事業月数	備考	
1	公・私				(%)	(人)	(月)		
2	公・私								
3	公・私								
4	公・私								
5	公・私								
6	公・私								
合計	公 0						0人	0月	
	私 0								

<記入上の注意>

1. 保育所ごとに記載のこと。
2. 設置主体[公又は私]欄は、いずれかを選択すること。
3. 直営・委託・補助別の欄は、いずれかを選択すること。
4. 委託又は補助先の欄は、「〇〇法人〇〇会」のように、委託先団体等の名称を記入すること。直営の場合は記載不要。
5. 「対象児童入所率」欄は、当該保育所毎に本事業の対象児童数を入所児童数の総数で除した数字を小数点以下第1位まで記載すること。(必ず40%以上)
6. 「加配保育士数」欄は、本事業の要件である最低基準及びその他の補助金の配置基準に規定する保育士の他に加配した保育士数を記載すること。(必ず1人以上)



## (3)次世代育成支援人材養成事業

都道府県名: \_\_\_\_\_

市町村名: \_\_\_\_\_

## ①コーディネーター養成研修

実施の有無 ※実施する場合○を選択	実施時期	研修時間数(時間)	養成人数(人)	配置先
	月 日 ~ 月 日			

## ②スタッフ養成研修

実施の有無 ※実施する場合○を選択	実施時期	研修時間数(時間)	養成人数(人)	配置先
	月 日 ~ 月 日			

(4) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

市町村名: \_\_\_\_\_

① 要保護児童対策調整機関の職員配置状況

・平成23年4月1日現在

児童福祉司の任用 資格を有する者	左記以外	合 計
人	人	人
		0

・平成24年3月31日予定

児童福祉司の任用 資格を有する者	左記以外	合 計
人	人	人
		0

② 基本事業

ア 調整機関職員の専門性強化		A	B	C
		実施の有無	研修人数(人)	研修の名称、実施機関
(ア)	児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講 (配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしていない場合)			(名称) (実施機関)
(イ)	更に児童虐待への専門性を向上させるための研修 (配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしている場合)			(名称) (実施機関)
イ 地域ネットワーク構成員の連携強化		A	B	
		実施の有無	取 組 内 容	

③ 付加的事業(基本事業の実施が要件)

		A	B
		実施の有無	取 組 内 容
ア	地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組		
イ	地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組		
ウ	地域住民への周知を図る取組		

(注1) A欄の「有」「無」いずれかを選択すること。

(注2) 基本事業(②)は、調整機関に職員を配置(①)していなければ対象にならないこと。

(注3) 付加的事業(③)は、基本事業(②)の実施が要件であること。

## (5)子育て支援ネットワーク事業

## ①情報配信領域

配信する情報の内容	連携・協力機関等

## ②情報共有領域

共有する情報の内容	連携・協力機関等

## ③個人情報領域

名称	連携・協力機関等

(注)「連携・協力機関等」欄には、保育所、学校、企業、保健所等を記載すること。

## (6)子どもの事故予防強化事業

児童人口(平成23年4月1日現在)を記入してください。

都道府県名: \_\_\_\_\_

市町村名: \_\_\_\_\_

児童人口(0歳~15歳)		人
--------------	--	---

## ①基本分(事業実施担当者の配置等)

配置する事業実施担当者※1	取組内容※2

※1 「母子保健推進員」、「愛育班員」等記載

※2 単にパンフレット等を配布等するだけの取組については評価の対象としない。説明する場所(1歳6ヶ月健診の会場等)、回数や人数等も記載する。

## ②加算分(事故予防検討会の開催)※3

検討会の構成員※4	検討内容※5

※3 ②のみを実施する場合は評価の対象としない。

※4 「母子保健推進員」、「愛育班員」、「医師」、「保健師」、「保育士」等を記載

※5 検討内容の他、検討回数等も記載

(単位:千円)

## ①新規事業

事業名	新規事業内容	対象経費の支出予定額	寄付金その他の収入額
小 計		0	0

## ②既存事業の拡充分

事業名	既存事業内容	拡充内容	22年度対象経費の実支出額 A	23年度対象経費の支出予定額 B	対象経費の支出 予定額(拡充分) (B-A)=C	Cの支出に係る寄付金 その他の収入額
					0	
					0	
					0	
小 計			0	0	0	0

③平成22年度において次世代育成支援交付金の交付を受けていた事業

事業名	事業内容	対象経費の支出予定額	寄付金その他の収入額
小 計		0	0

-84-

児童人口	※児童の範囲 平成23年4月1日現在の各市町村における児童人口 (0歳~15歳の児童数。ただし、平成8年4月1日以前に生まれた児童を除く。)	児童人口 0人
------	--	---------

(記載上の注意点)

※ ③については、事前協議書の提出時に添付していただく市町村行動計画には、取組が記載されている箇所にマーカーを引いて提出願います。

※ 入力が必要な箇所は色づけしています。

対象経費の支出 予定額 (①+②+③)	寄付金その他の 収入額 (①+②+③)
0	0

厚生労働大臣 殿

都 道 府 県

印

平成 年度子育て支援交付金の交付申請について

標記について、次により国庫交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫交付金交付申請額 金 円
- 2 平成 年度子育て支援交付金所要額総括表（別表1）
- 3 平成 年度国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト事業所要額内訳表（別表11）
- 4 平成 年度子育て支援環境整備業所要額内訳表（別表12）
- 5 平成 年度国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト事業計画書（別表6）
- 6 平成 年度子育て支援環境整備業計画書（別表14）
- 7 添付書類

(1) 当該年度の歳入歳出予算（見込）書抄本（当該補助事業の支出予算額を備考欄に明記すること。）

(2) その他参考となる資料

※それぞれの事業において、市町村が定める利用料の設定がある場合は、その基準額がわかる資料を添付すること。

別表1

平成 年度子育て支援交付金所要額総括表

区 分	国庫補助基本額	今回申請国庫補助所要額	厚生労働大臣が認めた額	要国庫補助額	備 考
	千円	千円	千円	千円	
(1)国と自治体が一体的に取り組待機児童解消「先取り」プロジェクト事業					
別表2-1もしくは別表11-1					
別表2-2もしくは別表11-2					
(2)次世代育成支援対策推進事業					
(3)地方独自の子育て支援推進事業					
(4)子育て支援環境整備事業					
別表5-1もしくは別表12-1					
別表5-2もしくは別表12-2					
別表12-3					
合 計					



市町村名	区分	対象経費			基準額④	選定額 (③と④を比較して少ない方の額)⑤	(⑤×2/3)=⑥	都道府県補助 予定額 ⑦	今回申請国庫 補助所要額 (⑥と⑦を比較して少ない方の額)⑧	国庫補助基本 額 (⑧×1/2)=⑨	厚生労働大臣 が認めた額 ⑩	国庫補助所要 額 ⑨と⑩を比較して少ない方の額	備考
		対象経費の支出 予定額①	寄付金その他の 収入額②	差引額 (①-②)=③									
		円	円	円	円								
〇〇市	(ア)グループ型 小規模保育事業												
	(イ)認可外保育 施設運営支援 事業(交付要綱 3(1)イ(ア)の 事業)												
小計													
〇〇市	(ア)グループ型 小規模保育事業												
	(イ)認可外保育 施設運営支援 事業(交付要綱 3(1)イ(ア)の 事業)												
小計													
合計		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	

市町村名	区分	対象経費			基準額④	選定額 (③と④を比較して少ない方の額)⑤	(⑤×3/4) =⑥	指定都市・中核市補助予定額 ⑦	今回申請国庫補助所要額 (⑥と⑦を比較して少ない方の額)⑧	国庫補助基本額 (⑧×2/3) =⑨	厚生労働大臣が認めた額 ⑩	国庫補助所要額 (⑨と⑩を比較して少ない方の額)	備考
		対象経費の支出予定額①	寄付金その他の収入額②	差引額 (①-②)=③									
〇〇市	(イ)認可外保育施設運営支援事業(交付要綱3(1)イ(ア)の事業)												
〇〇市	(イ)認可外保育施設運営支援事業(交付要綱3(1)イ(ア)の事業)												
〇〇市	(イ)認可外保育施設運営支援事業(交付要綱3(1)イ(ア)の事業)												
〇〇市	(イ)認可外保育施設運営支援事業(交付要綱3(1)イ(ア)の事業)												
合 計													

-88-

市町村名	区分	対象経費			基準額④ 円	選定額 (③と④を比較して少ない方の額)⑤ 円	(⑤×2/3) =⑥ 円	都道府県補助予定額 ⑦ 円	今回申請国庫補助所要額 (⑥と⑦を比較して少ない方の額)⑧ 円	国庫補助基額 ⑨ 円 (⑧×1/2)	厚生労働大臣が認めた額 ⑩ 円	国庫補助所要額 ⑪ 円 (⑩と⑧を比較して少ない方の額)	備考
		対象経費の支出 ① 円	寄付金その他の収入額② 円	差引額 (①-②)=③ 円									
〇〇市	(ア)民間児童館活動事業費												(1)小型児童館 うち、事業実施期間6月未満 (2)児童センター うち、事業実施期間6月未満 か所 か所 か所
	(イ)児童福祉施設併設型民間児童館事業費												うち、事業実施期間6月未満 か所 か所
	(エ)地域組織活動育成事業												
小計													
〇〇市	(ア)民間児童館活動事業費												(1)小型児童館 うち、事業実施期間6月未満 (2)児童センター うち、事業実施期間6月未満 か所 か所 か所
	(イ)児童福祉施設併設型民間児童館事業費												うち、事業実施期間6月未満 か所 か所
	(エ)地域組織活動育成事業												
小計													
合計													

社会福祉法人 等名	区 分	対象経費			基準額④ 円	選定額 (③と④を比較して少ない 方の額)⑤ 円	(⑤×2/3) =⑥ 円	都道府県補 助予定額 ⑦ 円	今回申請国 庫補助所要 額 (⑥と⑦を比較して少ない 方の額)⑧ 円	国庫補助基 額 (⑧×1/2) =⑨ 円	厚生労働大 臣が認めた額 ⑩ 円	国庫補助所 要 額 (⑨と⑩を比較して少ない方 の額) 円	所 額 備 考
		対象経費の 支出 ① 円	寄付金その他 の収入額② 円	差 引 額 (①-②)=③ 円									
〇〇法人	(ア)民間児童 館活動事業費												(1)小型児童館 か所 うち、事業実施期間6月未満 (2)児童センター か所 うち、事業実施期間6月未満 (1)小型児童館 か所 うち、事業実施期間6月未満 (2)児童センター か所 うち、事業実施期間6月未満 (1)小型児童館 か所 うち、事業実施期間6月未満 (2)児童センター か所 うち、事業実施期間6月未満 (1)小型児童館 か所 うち、事業実施期間6月未満 (2)児童センター か所 うち、事業実施期間6月未満
〇〇法人	(ア)民間児童 館活動事業費												
〇〇法人	(ア)民間児童 館活動事業費												
〇〇法人	(ア)民間児童 館活動事業費												
	合 計												

区 分	対象経費			基準額④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少ない方の額)⑤	今回申請国庫補助所要額 (⑤×1/3)⑥	厚生労働大臣が認めた額 ⑦	国庫補助所要額 (⑥と⑦を比較して少ない方の額)	備 考
	対象経費の支出 予 定 額 ①	寄付金その他 の収入額②	差 引 額 (①-②)=③						
	円	円	円	円					
(ウ)地域子育て環境づくり支援事業									

別表6

平成 年度国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト事業計画書

国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト事業

都 道 府 県  
指 定 都 市 名  
中 核 市

(1)グループ型小規模保育事業

市町村名 ①	連携・実施保育所、委託先法人名 (市町村自らが支援体制を 取る場合、その支援方法) ②	家庭的保育 支援者番号 ③	グループ番 号 ④	家庭的保育者 番号 ⑤	支出予定額 ⑥	事業実施 月数 ⑦	補助者数 (実人数) ⑧	利用児童数 (実人数) ⑨	延利用月数 ⑨	実施形態 ⑩
					円	月	人	人	月	
										1. 個人実施型 2. 保育所実施型
										1. 個人実施型 2. 保育所実施型
										1. 個人実施型 2. 保育所実施型
										1. 個人実施型 2. 保育所実施型
										1. 個人実施型 2. 保育所実施型
										1. 個人実施型 2. 保育所実施型
										1. 個人実施型 2. 保育所実施型
										1. 個人実施型 2. 保育所実施型
										1. 個人実施型 2. 保育所実施型
合計	か所	人	グループ	人	円	か所	人	人	月	合計 か所 1. か所 2. か所
市町村		6月以上 6月未満				6月以上 6月未満				

- (注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし。  
 2. ②の市町村自らが支援体制を取る場合の支援方法について、上記の枠内に収まらない場合は別紙(様式任意)に記載し添付すること。  
 3. ③は、家庭的保育支援者ごとに、通し番号を記入し異なる者であることが分かるようにすること。  
 4. ④は、グループごとに、通し番号を記入し異なるグループであることが分かるようにすること。  
 5. ⑤は、家庭的保育者ごとに、通し番号を記入し異なる者であることが分かるようにすること。  
 6. ⑩は、該当する番号の左に○印を付すこと。

平成 年度国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト事業計画書

国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト

都道府県名  
指定都市  
中核市

(2)認可外保育施設運営支援事業

市町村名 ①	対象施設名 ②	運営主体 ③	支出予定額 ④ 円	事業実施月数 ⑤ 月	利用児童数 (実人数) ⑥ 人	延利用月数 ⑦ 月	補助開始 年月日 ⑧	事業開始 年月日 ⑨	保育士配置基準 適・否 ⑩
					4歳以上 3歳 1・2歳 0歳	4歳以上 3歳 1・2歳 0歳			
					4歳以上 3歳 1・2歳 0歳	4歳以上 3歳 1・2歳 0歳			
					4歳以上 3歳 1・2歳 0歳	4歳以上 3歳 1・2歳 0歳			
					4歳以上 3歳 1・2歳 0歳	4歳以上 3歳 1・2歳 0歳			
					4歳以上 3歳 1・2歳 0歳	4歳以上 3歳 1・2歳 0歳			
合計	か所	か所 公 私	円	か所	4歳以上 3歳 1・2歳 0歳	4歳以上 3歳 1・2歳 0歳	/		か所 適 否

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし

2. ③は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

3. ⑦は、本事業に関わらず、市町村による補助を開始した年月日を記入すること。(「市町村による補助」の定義は、別表の基準額欄を参照のこと)

4. ⑩は、児童福祉施設最低基準33条第2項の保育士数の基準を満たしている施設は「適」と、満たしていない施設は「否」と記入すること。

(1) 民間児童館活動事業費

a 児童館

設置主体 (市町村名)	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備考
				事業数	選択事業	
			か月			
小計		か所			アイウエ 事業 事業 事業	
小計		か所			アイウエ 事業 事業 事業	
合計 (市町村)		か所			アイウエ 事業 事業 事業	

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

- ① 事業数欄 : 実施する予定の事業数を記入すること
- ② 選択事業欄 : 下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ



b 児童センター

設置主体 (市町村名)	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備考
				事業数	選択事業	
			か月			
小計		か所			アイウエ 事業 事業 事業	
小計		か所			アイウエ 事業 事業 事業	
合計 (市町村)		か所			アイウエ 事業 事業 事業	

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

① 事業数欄 : 実施する予定の事業数を記入すること

② 選択事業欄 : 下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ

(1) 民間児童館活動事業費(社会福祉法人等分)

a 児童館

市町村名	設置主体	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備考
					事業数	選択事業	
				か月			
合計	か所					アイウエ 事業 事業 事業	

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

- ① 事業数欄 : 実施する予定の事業数を記入すること
- ② 選択事業欄 : 下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ

b 児童センター

市町村名	設置主体	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備考
					事業数	選択事業	
				か月			
合計	か所					アイウエ 事業 事業 事業	

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

- ① 事業数欄 : 実施する予定の事業数を記入すること
- ② 選択事業欄 : 下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ

(2) 児童福祉施設併設型民間児童館事業費

a 実施概要

設置主体	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	備考
			か月	
小計		か所		
小計		か所		
合計		か所		

b 施設の概要

(1) 児童福祉施設の概要

名 称	施 設 種 別	児童福祉施設で行う事業(実施する事業に○印)					備 考
		延長保育等 特別保育事業	児童家庭支 援センター	ショート ステイ	トワイライト ステイ	その他の 事業	

(2) 児童館の概要

名 称	職 員 の 配 置				備 考
	社会福祉士	保育士	児童の遊び を指導する者	児童指導員	
	人	人	人	人	

(3) 放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブの名称	年 間 開 設 日 数	開設時間数	児 童 数				備 考
			小学1 ~3年生	小学4 ~6年生	そ の 他	計	
	日	時間					

(4) 地域児童育成活動支援事業

事 業	実施の有無
相談事業	
啓発活動・福祉サービス利用の調整等	
地域住民による自主的活動の支援等	
関係機関等への連絡・協力	
地域行事との連携	
その他の事業	

(5) 児童健全育成特別事業

事 業	実施の有無
子育て支援	
異年齢児との交流	
引きこもり・不登校等児童に対する支援	
思春期児童の養育の支援	
その他の事業	

- (注) 1 (3) の開設時間数欄には、1日の平均開設時間数を記入すること。  
 2 (4)、(5)の実施の有無欄には、実施する事業に○印を記入すること。

(3) 地域子育て環境づくり支援事業

事業実施内容	備考

(4) 地域組織活動育成事業費

市町村名	地域組織名	会員数	活動の拠点となる児童厚生施設 または公共施設名	備考
		人		
小計	か所			
小計 (市町村)	か所			